

令和7年第2回（定例会）吉備中央町議会会議録（2日目）

1. 令和7年6月12日 午前 9時30分 開議

2. 令和7年6月12日 午後 2時12分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日	名	由	香	2番	渡	邊	順	子
3番	我	妻	瑛	子	4番	高	森		学
5番	丸	山	節	夫	6番	河	上	真智子	
7番	平	澤	一	浩	8番	山	崎		誠
10番	片	岡	昭	彦	11番	黒	田	員	米
12番	西	山	宗	弘					

6. 欠席議員

9番 石 井 壽 富

7. 会議録署名議員

3番	我	妻	瑛	子	4番	高	森		学
----	---	---	---	---	----	---	---	--	---

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	早 川 順 治	書 記	岩 崎 啓 子
--------	---------	-----	---------

9. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 本 雅 則	副 町 長	岡 田 清
教 育 長	石 井 孝 典	会 計 管 理 者	大 森 初 恵
総 務 課 長	山 本 敦 志	税 務 課 長	石 伊 利 光
企 画 課 長	大 槇 隆 志	協働推進課長	大 月 道 広
住 民 課 長	宮 田 慎 治	福 祉 課 長	古 林 直 樹
子育て推進課長	片 山 和 子	農 林 課 長	石 坂 晃 則
建 設 課 長	大 月 豊	水 道 課 長	檜 寄 秀 徳
教委事務局長	中 山 仁	定住促進課長	荒 谷 哲 也
加茂川総合事務所長	岡 崎 直 樹		

10. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

一般質問

午前 9時30分 開 議

○議長（西山宗弘君）

おはようございます。

梅雨に入りまして、いろいろな気象の変化もございまして、大きな災害がないことを祈りながら、町民をはじめ皆様方の御健康のほうを十分に御留意なさいますことをお伝え申し上げます。

ただいまの出席議員は11名でございます。9番、石井壽富君が所用のため欠席です。塚田保健課長が所用のため欠席ですので、お知らせをいたします。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

会議中の撮影許可を開会日に報告したものに加えて、朝日新聞社、NHK岡山放送局に撮影の許可をしていますので、御報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番、我妻瑛子君、4番、高森学君を指名します。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、一括質問、一問一答質問、いずれも30分以内とします。残り時間は、3分前にベルを鳴らしてお知らせをいたします。なお、一括質問につきましては、再々質問までとなっています。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

3番、我妻瑛子です。通告に従い一般質問を行います。

まず、ふるさと納税についてお伺いします。

4月に調達費が規定を超えていると報道された後、総務省の協議の結果、吉備中央町がふるさと納税から2年間除外されると7日、先週の土曜日に報道されました。米の生産者

の方はもちろん、多くの町民が衝撃を受けています。

返礼品調達費が上限を超えていたとの指摘について、経緯と説明をお願いします。

また、令和7年度については、県からの助言を受けて支援金を取りやめたと山陽新聞の5月17日の報道でありましたが、そもそもふるさと納税の運用に当たっては、県を窓口としてきたのでしょうか。米代とは別に支援金を払うという方法について、国とのすり合わせは行なっていないのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、我妻議員の御質問にお答えをさせていただきますが、それに先立ちまして、少し吉備中央町のふるさと納税制度に関する私の思いを述べさせていただきたいと思います。

まず、ふるさと納税への取組につきましては、総務省から調査を受けるなど今回の一連の出来事に関しまして、全国の吉備中央町へ御寄附をいただいております寄附者の皆様方、また返礼品を出荷していただいております米作り農家の皆様をはじめ町民の皆様、米以外の返礼品出展事業者の方など関係者各位に多大なる御迷惑と御心配をおかけしていますことを心からおわび申し上げます。

吉備中央町では、平成26年度からふるさと納税制度を利用して米作り農家応援事業と銘打った寄附金事業に取り組んでまいりました。この事業により、町では、生産した本当に丹精込めたコシヒカリを多くの方にお届けし味わっていただくことで有名産地にも負けないブランド化、産地化を行い、同時に味わっていただいた寄附者の方からの声を農家に届けることで米作りの意欲向上、生きがいに役立てることによって、農業離れ、耕作放棄地の抑制になる施策の一翼を担っていることができると、そのように考え、事業の推進を行なってまいりました。

そして、皆様からいただいたその御寄附を原資といたしまして様々な農業振興事業に取り組むことで、急勾配な農地が点在し、また一区画ごとの圃場が平野部の平たんな広い農地ではなく、しかも山間部の分水嶺というような土地柄でございます。農業用水も決して豊かではございません。中山間地でそのような不利な条件の中ではございますが、米作りを中心として農業立町としての町の活性化を図るべく、様々な農業振興に挑戦をしてまい

りました。

米につきましては、国の一律に作付面積の減少を強いるようなあの減反政策から始まりまして、減反廃止後も生産量の提示や転作への補助金などによる減産への誘導、日本の農業を守る最後のとりでとなり得る所得補償などの議論はいまだ進んでおりません。そのような中、地方の農家は国の政策に翻弄され、そのことにより、さらなる疲弊を併発しております。

こうした状況の中、日本の、また吉備中央町の農業振興に役立てばという思いから、ふるさと納税の意義にございます、自治体間の切磋琢磨により納税者へ呼びかけ地方行政への関心と参加意義を高めてもらうことで、両者が共に高め合う関係を築くことによって地方創生、日本を元気にするというその理念に基づき、中山間地域ではございますが、輝きを放つ自治体として認められるように努力を重ねてまいったところでございます。

しかし、このたび農家を応援する奨励金事業につきまして調達費用とみなされ、総務省から制度に関して調査を受け、報道によりますと指定団体取消しに向けて進んでいるということは、これまで誠心誠意、農業振興に取り組んできたことを踏まえますと、大変遺憾で残念な判断であったと率直に感じております。まだ総務省から正式な連絡はございませんが、現在の私の思いでございます。

それでは、3番、我妻議員の御質問にお答えをいたします。

吉備中央町では、平成26年度からふるさと納税制度、それを活用した米作り農家応援事業については、先ほど申しましたとおり、その思いで取り組んでまいりました。

今回の総務省からの調査でございますが、令和7年4月10日に吉備中央町ふるさと米出荷農家奨励金に対して制度の目的などについての報告をするように求めがございました。

町といたしましては、この奨励金は、出荷農家に対し、種子更新、生産性向上のための土壌改良、適切な栽培管理などの特別な出荷要件を設けることによりまして、中山間地の米作り、農地保全を進める上で、農家の先導的立場で農業振興の原動力となってもらうことを願って行なったものでございます。この奨励金事業は、寄附金の基金を利用しました他の頑張る農家応援事業や有害鳥獣対策事業補助金などと併せた農業振興対策事業の一つであるということなどをしっかりと説明をしてまいりました。現在まで町としてふるさと納税制度に取り組んだこれまでの目的や趣旨について、誠心誠意、繰り返し説明を尽くしながら、寄附額や米の調達価格などの報告に関するやり取りを真摯に行なっており、今後

の総務省の判断を仰いでいる状態でございます。

また、今回の奨励金について平成30年度から行っており、実施当時にヒアリングなど県を通じて口頭で協議を行っており、その時点で特に明確な指示はございませんでした。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

ただいま町長からこれまでのふるさと納税に対する思いや経緯を御報告いただきました。

町が支援金制度を始めたのは、2018年です。ふるさと納税は、返礼品競争の過熱を踏まえて、その1年後の2019年に国が地方税法に返礼品の割合を規定しました。具体的に申しますと、地方税法第37条の2に記載されています。都道府県等が個別の第1号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めることにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第1号寄附金の額の100分の30に相当する金額以下であること。今回の指定除外は、こちらの条文を根拠にしていると思われます。

また、総務省ホームページのふるさと納税に関わる指定制度の運用についてのQ&Aやふるさと納税制度の適正な運用については、返礼品の基準や返礼割合基準が示されていますが、調達費と支援金について判断できるような文面は見当たりません。

先月、町長おっしゃいましたように、総務省が調達費についての考え方や奨励金をどのような考え方で設定しているのかについて、町より聞き取りを行なったということです。法の解釈、考え方のすり合わせの問題なのであれば、制度設計の際に行なったやり取りと経緯が十分に加味されることは当然のことと思います。制度設計と運用については慎重に取り組むべきですし、そうしてきたのではないかと推察しています。

本町の充実した農業政策の柱になってきたこのふるさと納税制度が今後も利用できるかどうかの瀬戸際の今、主張すべき点と思いましたので、お聞きしました。

次の2番について伺います。

令和6年度までの支援金の扱いが問題として取り沙汰されたのが4月上旬で、その後、4月下旬には返礼品の発送を中止し、返礼品未発送の寄附者に対して納税額の返還か

返礼品を15キロから8キロと減らした対応かの選択を郵送でお知らせしたとのことです。そして、寄附者から意向書返送をもって対応されているということです。

総務省のふるさと納税ポータルサイトのふるさと納税の意義を見ても分かるように、本来は、生まれ故郷や応援したい地域への力になること、寄附金の使い道を重視する制度ですが、建前になっており、一般的には節税対策と返礼品が目的となっている状況です。

そのような中、寄附者の皆さんにとって、この米価高騰の中において頼りにした返礼品のお米が減らされるということになりました。新聞報道によると、返礼品未発送者は約1万1,000人とのことで、膨大な数のシステムへの手入力、苦情に対する電話対応には、職員の皆さん、大変な御苦勞をされてきたと思います。

さらには、このたびの指定取消しの報道を受けて、既に受け付けている令和7年度分への問合せへの対応も重なっていると思われますので、適切なねぎらいの言葉も見つかりませんが、令和6年度分未発送返礼品対応状況は現在どのようになっていますでしょうか。人数、口数、寄附返還と8キロ対応の数、現在の大まかな数字で構いませんので、お知らせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、御質問にお答えいたします。

令和6年度ふるさと納税米作り農家応援事業について、当初に農家の皆様から返礼品によるお米の出荷申込みをいただいていた出荷数量について最終的に得ることができず、返礼品不足による発送の中断を招く事態となり、寄附者の皆様方に御迷惑をおかけしたことについて、誠に申し訳なく、改めておわび申し上げます。

不足分のお米について、米価の高騰のため、ふるさと納税制度の基準内で購入することもできず、米の価格が当初予定していた1俵当たり1万1,000円で購入できるまで値下がりするめどについても見通しが立たないことから、寄附者の方に御迷惑をおかけし、誠に申し訳ないことではございますが、返礼品を1口当たり15キロをお送りすることができない寄附者の方に対して、寄附額の返還か、現在用意できるお米の量から換算した8キロのお米の代替品、どちらかをお選びいただくため、御案内の文書をお送りしたところでございます。

現在のところ、対象者1万1,520名の方に対して9,809人、85.1%の方から返信があり、代替品を選ばれた方は8,709人、総数の75.68%の方、寄附額の返還をお選びいただいた方は約1,000人、8.7%の方、その他返答なしが約1,800人ほどの方がおられる状態でございます。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

これからもまだ対応が続くということですが、ぜひよろしくお願いします。

次の質問に移ります。

昨年度のふるさと米が不足するという事態に陥っていました。12月議会で同僚議員が質問されており、かぶっていますが、この間、ふるさと米に関する問題、そして町内の状況も踏まえてお尋ねすることになりました。

また、4月に行われた農業委員会との懇談の場でも、不足を出さないようにするための取組などが意見に上がっていました。

追加募集については、営農計画書を提出している町内のコシヒカリ生産者に送っているということなので、該当する農家はふるさと米が足りていなかったことは御存じですが、その理由について、そしてそもそもふるさと米が不足していたということを御存じない町民もいらっしゃると思います。

12月の定例議会で当時の中山課長が、減収及び米不足による買上げ競争激化の影響により、必要数量に達していない状況と説明されました。

ふるさと米の出荷申込みは、事前に、具体的にはその年の3月に行うものがなぜ競争激化の影響を受けるのか、当初理解できませんでした。いろいろ御配慮された説明だとは存じますが、今後を踏まえても明確に認識することは重要だと思います。

今さらとは捉えずに、事態の本質が分かるよう、令和6年度分の返礼品不足の理由と予定している対策をお答えいただけますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月協働推進課長。

○協働推進課長（大月道広君）

それでは、御質問にお答えいたします。

ふるさと納税米作り農家応援事業については、毎年度3月に農家の方に出荷の募集を行い、その出荷予定数量をもって寄附総額の決定を行なっていました。令和6年度についても同じ方法で行なっており、出荷数に見合った寄附額を受け付けておりましたが、実際のお米の収穫が始まる頃に高温障害や害虫被害により品質が低下したこと、また想像もつかないような米価の高騰、業者による米の出荷争奪などもあり、農家の皆様には繰り返し出荷のお願いを行なってはおりましたが、最終的に農家から予定した数量の出荷が得られないこととなり、約3,000俵が不足する事態となりました。

こうした中、寄附者の方に当初お知らせしていたとおり、寄附1口当たりお米15キロをお届けするため、吉備中央町産米を業者から購入することも視野に入れ、検討を進めていましたが、米の価格高騰により返礼品割合基準に抵触するおそれが生じたため、購入は断念しました。また、先ほど申し上げましたように、現在の状況では当面の間、1俵当たり1万1,000円での購入の見通しが立たない状況でございます。このことから、寄附者の方に町から提案した内容について選択していただくよう御案内をお送りしたところでございます。

今後の農家の皆様からお米を集める方法については、まずいつもどおりの3月に皆様から出荷予定をいただいた後、出荷の前には再度確認のお願いをするなど、農家の皆様に繰り返しお願いを進めながら米の出荷を得ていこうと考えております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

ふるさと米への出荷を要望したものの、天候不順や鳥獣被害の影響によるものとともに、ふるさと米として出荷していないケースがある、ほかに流れてしまったケースがあるため、返礼品が集まっていないという状況になっていたということだと思います。

ふるさと納税制度を利用した農家への支援事業、返礼品が集まらなければ成り立ちません。出荷後の支払いとはいえ、ふるさと米への応募は約束事であり、申し出た分の出荷は義務と言えます。

2年間、ふるさと納税制度が利用できなくなるのではないかという事態になっていますが、2年後には再び利用できるようにしてほしいという声も既に伺っています。

この件は、町と生産者の信頼関係が疑われる出来事でした。その一方で、不足分を補うために追加出荷の募集を行い、御協力してくださる生産者もいらっしゃったとのことでした。

今回の事業にかかわらず、また2年後も踏まえて、町が住民、生産者のために施策に知恵を絞り、それに対して利用者の皆さんも制度やその趣旨を理解してしっかり約束に応えるという、そんな関係性を築いていってほしいと思います。その一翼を私も担えるように努めてまいりたいと考えております。

次の質問に移ります。

町のふるさと納税を利用した農家への様々な支援は、農家を励ましてきました。米不足、米価高騰の中で、国は備蓄米を放出したものの、今後どのように安定的な生産を行うのか、根本的な解決に触れていません。

米価の見通しは不透明であり、肥料、資材、燃料価格の高騰もあり、米農家の苦境は変わりません。これまでのような支援が必要ではないでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石坂農林課長。

○農林課長（石坂晃則君）

それでは、御質問にお答えします。

当町では、ふるさと納税による協働のまちづくり基金を財源として、農家を応援する様々な支援策を実施し、農家離れや耕作放棄地の抑制など一定の効果を上げております。

米不足や米価高騰という状況の中で、国は備蓄米の放出を行いましたが、米の増産へ向けた政策転換への議論が現在始まったところで、米をめぐる政策の変更は、2027年度、令和9年度以降と説明されております。増産に転じ、需給のバランスが崩れた場合には、取引価格が下落し、農家所得に影響が及ぶ懸念もございます。

議員御指摘のとおり、農業を継続する上で必要な資機材や燃料費等の高騰もあることから、当町で行なってきた農業支援事業につきましても今後必要だと考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

御説明にありました農機具補助事業だったり有害鳥獣対策だったり、様々な農業支援を

これからも活用できるように検討されるということでしたので、どうかよろしくお願いします。

そもそも、ふるさと納税制度は様々な点に問題があると考えています。期待されている地方と大都市圏の財政調整機能には欠陥があり、高額所得者への恩恵が大きい逆進性、もともと税収となるはずだった寄附金の半分が私的財産の購入のために利用されるシステムであり、公共政策上は失敗している制度だと言えますが、国の制度の枠内でその仕組みを最大限活用して、抱える課題解決に取り組んできたのが吉備中央町だと認識しています。

指定取消しになった場合に納得のいく理由が示されないのであれば、国への交渉や裁判も含めて手を尽くすべきではないでしょうか。また、所得補償や価格保証を含めた、吉備中央町のような中山間地農業を支える農政を国もしっかりやりなさいと求めているほしいと思います。要望です。

続きまして、次の項目に移ります。

若者の住まいの確保についてお尋ねします。

町で生まれ育った方たちが独立する際、住宅確保ができないという状況があります。できれば地元に住み続けたいという思いがあるにもかかわらず町外へ転出していくケースが多々あるというのは、これまでの議会でのやり取りでも認識されていることが分かります。

平成30年度に行なったPFI方式で建設された町有住宅は、基本的に埋まっている状況です。公営住宅もありますが、入居要件に当てはまらないファミリー層や単身者が町外へ転出せざるを得ないという話をお聞きします。

町が作成した地域住宅等整備計画でも、地域の住宅政策の経緯、現状をこう書いています。核家族化が進展する中で、民間住宅が少ないことから若者の流出による過疎化が進み、地域活力が低下しつつある。子育て世代を中心とする若年層にとっては、景気が上向きの傾向の兆しはあるものの、依然として分譲地を購入し持家を確保することは難しいままであるとあり、この指摘にはそのとおりだと感じます。

若年層は、賃貸物件を必要としています。第2次総合計画において基本目標3では、若者の転出抑制のため、町営住宅の計画的な整備や、町外から勤める人を対象とした幅広い家族構成に対応できる低料金で入居できる住宅の整備が必要であるとあります。

令和3年度から5年間の第2次総合計画最終年度である今年度、この目標に対してどのような段階にあるのか、伺います。

公営住宅について。

1 番、総合計画内にある町営住宅の計画的な整備とは何を指しているのでしょうか。また、その到達はどうなっていますでしょうか。

あわせて、2 番、伺います。

公営住宅は、公営住宅法に基づいて入居基準、資格が定められていますが、2007年に施行された地域再生法により、自治体が地域再生計画を作成し、内閣府の認定を受けることで、国庫補助金で整備された施設の転用が可能になりました。柔軟化した目的外使用の取組は全国各地で行われており、公営住宅等の弾力的な活用に関する事例集では14事例が紹介されています。

本来の対象者の入居を阻害しない範囲での利用も検討してもよいのではないのでしょうか。あわせて、近年の公営住宅利用状況をどのように捉えているのか、お答えください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

それでは、我妻議員の御質問にお答えいたします。

町営住宅の計画的な整備であります。平成28年度に策定している第2次総合計画には、基本目標として、生活しやすい安全なまち、施策として、住宅の整備と定めています。策定時の現状と課題であります。若者の転出抑制や町内企業へ町外から勤める人が増える中、年齢や家族構成などにかかわらず、低料金で入居できる住宅の整備が求められていました。

町では、平成30年度、吉備高原都市内へ町有住宅の整備を行い、令和元年度より入居を開始しています。この住宅は、世帯向け15戸、単身向け10戸など、いろいろな家族構成の方にも入居できる要件となっています。入居率についてもほぼ100%であり、おおむね計画達成はできていると考えています。

現在の公営住宅の整備状況ですが、町営、町有住宅、合わせて156戸整備しています。

議員御指摘のとおり、町内へ住みたい希望がありながら住む家がなく、町外へ転出している人がいることも認識しており、住宅整備は必要だと考えております。今後も関係課と協議しながら引き続き検討していきたいと思っております。

次に、公営住宅の目的外使用の取組についてですが、入居要件の緩和や空き室を有効活用し、様々な地域の課題解決に生かされています。

当町での町営住宅の入居状況については90%を超えております。参考ではございますが、岡山県が出しております住生活基本計画の中にあります県内の公営住宅の入居率は75%となっており、当町においては高い需要があると考えております。多くの入居申込みがある現在の状況では、公営住宅の目的外利用の検討は早いものと考えております。

また、近年の公営住宅の入居状況ですが、令和4年度が95%、令和5年度が93%、令和6年度が92%となつてなっております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

まず、1番のお答えの中で、町営住宅、町有住宅、併せて検討していくという御回答をいただいたということによろしかったでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

併せて検討していきたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

入居状況なんですけれども、程々に埋まっておりまして、目的外使用をする状況にはないということでした。

公営住宅法が定めているような、住宅に困窮する低所得者の住居を確保する制度は間違いない必要ですが、本町のような過疎地では、その定義に当てはまらなくても住宅困窮が起こっています。公営住宅の入居の選択肢に入れられない所得の世帯や単身者の住まい確保には、民間住宅の整備が急務であると感じております。

2番に移ります。

第2次総合計画基本目標3では、民間住宅の建設誘導を推進するとあります。その進捗

状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大槲企画課長。

○企画課長（大槲隆志君）

それでは、御質問についてお答えいたします。

第2次総合計画の基本目標では、住宅の確保、居住環境の計画的な整備を行い、便利で生活しやすいまちづくりによる定住機能の向上を図ることとしております。

本町は、昭和後期から岡山県が整備している吉備高原都市を有しており、まずは都市内の分譲地の販売を促進することを優先事項としております。本町の取組の一例を申し上げますと、分譲地に新築された方に100万円を支給する住みたいまち定住奨励金制度や、岡山県においては、都市内の分譲地に住宅を新築するハウスメーカー等に対して30万円を交付するパートナーシップ制度の導入など、吉備高原都市に着目していただける効果的な施策を展開してまいりました。

過去5年間の分譲実績を紹介させていただきますと、令和2年度が14区画、令和3年度が24区画、令和4年度が52区画、令和5年度が25区画、令和6年度が78区画でございます。残り約70区画となっておりますが、その半数以上が商談中となっておりますので、令和7年度中にはほぼ完売に近い状態となる見込みです。

なお、本町には、吉備高原都市以外にもハートフルタウンという町営の宅地分譲地を有しておりますが、こちらは残り4区画となっております、近い将来、完売するペースで推移しています。

分譲地が好評な要因といたしましては、南海トラフ巨大地震をはじめとした災害リスクの高まりに対して、安定地盤を有する本町の立地条件のよさが後押ししていることや、首都機能移転などに代表される積極的なPR施策が実を結んでいるものと推測しているところでございます。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

町が作成した地域住宅等整備計画の内容を先ほどお伝えしたように、分譲地を購入して

持家を確保することが難しい方たちへの対応という意味だったんですけれども、吉備高原に建てた町有住宅のような、ああいった形のものが需要ではないかという質問の趣旨だったんですけれども、その辺、いかが考えておられますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大槲企画課長。

○企画課長（大槲隆志君）

吉備高原都市内に関して申し上げさせていただきますと、吉備高原都市内にも集合住宅用地というものが4区画ございましたが、そちらはもう既に分譲済みになっております。

新たにアパートを建設するために分譲できる区画が現在ない状況ではございますが、都市内にも県の未利用地等もございます。そういうふうなもし必要があれば、そういう部分を県とも協議を重ねていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

これまで議会でも新たな町有住宅の建設については度々触れられており、地域や用地をどうするのかという話もありました。今、まずは吉備高原という話でしたけれども、旧町エリアの活性化も意識して検討をお願いしたいと思います。

また、今年度は、国は、廃校や使わなくなった公民館などの公共施設の解体に対して半額を地方交付税措置で自治体支援するということです。統合後に残った学校や移転が検討されている庁舎跡地などの活用もしやすくなるのではないかと思いますので、この機に御検討を進めていただきたいと思います。

3番の質問に移ります。

町による空き家改修について伺います。

今年度、吉備高原では、買い上げた空き家を改修したお試し住宅が1棟計画されています。

令和4年6月の河上議員の梶原町の取組の紹介がありました。町が10年、家主から家を預かり、最低限の改修をして移住者に貸し出し、かけた費用を回収できた後に家主に家に戻すというものです。家賃は2万5,000円で、現在も30棟以上がホームページ上

で紹介されています。

当時、定住促進課長は、参考にしながら検討したい、国や県の補助などを研究したいと答弁されました。研究や検討の状況を教えてください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

河上議員の紹介を受け、研究のため、同年８月に梶原町への視察を行いました。その視察を通じて、移住者の増加に寄与する大変意欲的なよい取組であると思いました。

一方で、視察時点では制度開始から１０年経過しておらず、例えば移住された方のお子さんが高校進学時点で家族そろって転出されるなど、契約期間終了時に定住されない方が多いのではないかなどの不安や課題などのお話もお聞きし、返却後にまた所有者に戻り、空き家となり朽ちていくといったリスク等も課題であると感じました。あわせて、その検証にはまだ時間が必要であると思いました。

また、同町には空き家バンク制度がなかったことで、この取組が可能であったということも学ぶことができました。確かに、この制度があると、町にリフォームしてもらえるのであればそのほうが良いということになり、空き家バンク制度が成り立たなくなる可能性があるということです。

逆に、梶原町の担当の方も、空き家バンク制度だと町費の持ち出しが少ないことや空き家の解消といった面で優れていると思うといった話もいただくなど、売買によって新たな所有者が管理する空き家バンクのメリット、これも再確認できたところでございます。

こうしたことを総合的に検討させていただきました結果、この梶原モデルを参考にし、我が町では、まず空き家を町が買い取り、お試し住宅として継続的に活用しながら定住につなげていくという新しい試みにチャレンジすることとし、今年度の予算に計上させていただきまして現在取り組んでいるところでございます。

今回のこの事業により、空き家を町で買い取り、リフォームするという仕組みを確立すれば、後の活用の部分はお試し住宅以外にも広がる可能性がありますので、まずは現在取り組んでいる事業を着実に進めていくことを考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

3 番、我妻瑛子君。

○3 番（我妻瑛子君）

今、空き家バンクの制度の説明もございました。

空き家が非常に増えているという状況ですので、空き家の活用を進めたいのはもちろんですが、確かに老朽化や耐震性、立地条件などの懸念事項もあり、活用できる家がどれだけあるかということもあります。

また、核家族や単身者世帯にとっては大き過ぎる家も多いと感じます。

また、若い世代にはすぐに住めるということが大事という点で、この梶原町の取組はそういうところに希望に込めているものだったと思います。

少子・高齢化、人口減少が顕著に進む中で、小規模な自治体が住民への適切な住宅供給や安心・安定した居住の継続への支援をすることが難しくなっていることは全国的に起こっていますが、住まいがないのでふるさとを離れる、遠方から通う、そんな状況を解消していくために、様々な手法を視野に入れて住宅困窮への対策は早急に進めていただくようお願いしたいと思います。

また、課長おっしゃるように、高校への進学、そして仕事がないなど、過疎化と人口減少は様々な要因があります。根本的な問題解決にはならないかもしれませんが、ただその中で町としてできる、また求められていることとして進めていっていただきたいと思います。

次の項目に移ります。

P F A S 汚染の対応について。

1 番、健康影響対策のロードマップ作成について伺います。

甲状腺や腎エコー検査、次回 P F A S 血中濃度検査の実施時期などの要望に対して、いつ結論が出るのか分からない。健康影響対策についての見通しが悪いと、ただただ先延ばしになって立ち消えていくのではないかという不安を感じます。

例えば、腎エコー検査について、昨年の 1 2 月の質問の答弁では、これから血液検査や健康調査票の分析結果が出てくるので、その際に町として改めてどのように対応するのか検討すると保健課長が答えられました。

それががんを含めた疾患の既往歴比較が説明された先月 5 月 1 8 日の住民説明会では、レセプト、がん登録で客観的に見てからと頼藤先生から説明がありました。

先延ばしになっているのも問題ですが、ではレセプトとがん登録の確認はいつされるの

でしょうか。そして、それはどのくらい時間がかかることなのでしょうかということですね。

甲状腺の検査はできるようにしていくということでしたが、今年度の特定健診は既に始まってしまっています。

何が検討課題で、何ををもっていつ判断しようとしているのか、またデータ解析とその公表、住民説明会の実施タイミングなどの道筋は課内で立てていると思いますが、目標や予定としてでもよいので、住民に共有してはいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、我妻議員のP F A S汚染対応についての御質問でございますが、円城浄水場有機フッ素化合物検出に伴う健康影響対策につきましては、次回P F A S血中濃度検査の実施時期など多くのまだ課題がございます。御要望や課題に対しまして何ら回答がないまま立ち消えになるようなことはいたしません。

現時点では、P F A Sによる健康影響対策に対応するための明確な知見がまだまだないため、判断に時間を要しているのが現状でございます。

P F A S血中濃度検査につきましては、5年以内には実施することを決定をしております。ただ、多くの方からももう少し短い間隔で実施をしてくださいというような御要望もいただいております。そうした中で、実施時期については再検討をしていきたいと考えております。

また、甲状腺や腎エコー検査につきましても前向きに検討をしておりますが、実施するにいたしましても、医療機関等々との調整が必要でございます。

いずれにいたしましても、今いろんなことをお願いしております岡山大学の先生方から意見をしっかりと伺いながら、今度新たに設置する委員会等にも広くお話を聞きながら、また広報の機会も、そういうことを捉えまして町民の方にも早期に実施できるように御報告をしていきたいと考えております。

○議長（西山宗弘君）

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

設置する委員会や広報などで情報共有する機会をつくると、密なコミュニケーションを取っていくということはぜひお願いしたいです。

ただ、その中で見通しというのがある程度、少しでも見えてこないと不安が解消されないで、そこら辺をもう少し情報を出していけるようにしていただきたいなというふうに思っています。よろしくお願いします。

次の国の除染実証事業について伺います。

国の事業ということで、マスコミ経由でしか情報が見えてきませんが、この数日の間にこの実証事業に関する動きも報道されました。山陽新聞の報道によると、4月21日から5月23日までの技術公募を終えて、京都府綾部市、熊本市を併せた3市町村での事業に対して70件を超える応募があり、吉備中央町ではそのうち数件を採用する予定とのこと。500平方メートルが対象で、600から750立方程度の土壌を掘削して濃度の低減を図るとともに、試料として採取した土壌の一部を使い、浄化の手法を検討することにも想定しているとしています。

河平ダムの濃度低減につなげられるものと考えられますが、対象自治体として直接国とのやり取りがあると思うので、お聞きします。

河平ダムの水質濃度でその成果をはかると考えてよいのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

それでは、我妻議員の御質問にお答えいたします。

国の除染実証事業について、河平ダムの水質濃度でその成果をはかるかという御質問でございますけれども、まず国の実証事業についての概要を簡単に説明させていただきます。

P F O S等の濃度低減のための対策技術の実証事業とされており、環境中に高濃度で検出されたP F O S等について、濃度低減のための効果的な対策技術に関する知見を充実させることを目的として行うものとされております。

吉備中央町の資材置場は、土壌におけるP F O S等の濃度低減のための対策技術を実証する場所となっております。

現在、国において実証試験を行う事業者及びその技術について選定中であり、実証試験

における濃度低減効果の評価方法についても、選定した事業者及び技術に応じて検討されるものと承知しております。

○議長（西山宗弘君）

3 番、我妻瑛子君。

○3 番（我妻瑛子君）

評価方法などはこれからではないかということなだと思いますけれども、この事業はあくまで技術実証が目的ということですが、私たちにとっては、この事業でどこまで除染されるのかも気がかりなところですよ。

また、環境省の実証事業の広報資料では、濃度低減の目標値は示されていません。今回の事業による結果、例えば半分程度の濃度低減につながった場合に、その後さらに別の方法での手法を検討するのか、半分できるということが分かったからそれでよしということなのか、目標値がないというのは不可解に思います。

今回の国の事業は別として、町、またダムの管理者である県を併せて、活性炭置場の下流、河平ダムを含む水質濃度の低減の目標値は定めておくべきだと思っています。これは要望です。

以上、質問を終わります。

○議長（西山宗弘君）

これで我妻瑛子君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

7 番、平澤一浩君。

○7 番（平澤一浩君）

議長のお許しをいただきましたので、7 番、平澤一浩、一般質問をさせていただきます。

前回の3月の定例会におきまして町長より、令和7年度、今年度の町の方針というもの、そして予算案というものが示されて、議会のほうでも可決、そしてそれを承認して、令和7年度の4月より執行されてきております。

そのときに、とても町長がお話しになられた施政の方針演説というか最初の方針を力強く感じて、そしてこの町がこの言葉によって動いていくんだなということを本当に心強く感じて、言葉の力といいますか、直接聞けたということが何より私にとってはよかった点であったなというふうに感じていたところでした。

そして、その議会定例会のときに、令和7年度、今回のことですが、吉備中央町自治会代表者会議について、これが中止になったというお知らせが届いて、私の手元のほうにこういうことがお知らせが一枚来ていたというところでありまして、この言葉、これを自治会の代表者会の方々が町長から直接聞けないのではないかと、そういう心配といいますか、ただ書面を送るだけになってしまったのではないかというふうに心配をしたり、そのところにおいて伝わるものが伝わっていないのではないかということを思い、このような質問、広報について質問させていただこうというふうに感じました。

まず、この会議というものは、いつぐらいからどのような目的で始められていたのか、そしてこの数年、何名ぐらいの方々がこの会議に参加しておられましたでしょうか、よろしくをお願いします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、平澤議員の御質問にお答えをいたします。

代表者会につきましては、合併後について平成17年度から各部署の担当業務やその年度の予算状況、また主な事務事業、補助制度等の説明を行なっております。

ここ数年の参加人数でございますが、自治会の代表者をはじめ役員の方々の参加も可能としておりましたので、毎年約90人程度の関係者に御参加をいただいております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

平成17年から始まって、大分長く積み上げられてきた会議であったなというふうに思っています。

そして、私の印象をお伝えしますと、会議というものを聞いたときに、一方的に何かお伝えする場ではなくて、対話を含んでいたのではないかと、何か意見を聞いたりとか、自治会からの何か御意見などを賜るような会であったと想像してしまう、会議というものがですね。広報の場というよりは、何かそのように聞くとか、何か相對したときにただ一方的に町の方針を伝えていた場ではなくて、そのように目的があったのではないかなと推測

をしてしまったのですが、またそのことについては今後の質問と一緒に併せて聞いていきたいと思いますが。

まず、2番目の質問に移りまして、中止となってしまった理由につきまして、どのような御意見や皆様からの声を受けて中止となりましたでしょうか。この文書によれば、大半が町側の資料説明のみとなっており、また多くの資料を持って帰っていただくなど皆様に御負担をおかけしておりましたという内容になっております。この声が約90名いた中のどのくらいの方々が言っていたのか、どのような声を受けて判断に至ったのか、判断、実態把握、そして判断をされた理由についてお尋ねいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

代表者会の中止の判断につきましては、特にアンケート等による実態把握はしてございません。

おっしゃるとおり、例年、当初予算の概要、各部署の事務事業等について約2時間程度説明をし、その後、事例発表を行い、質問時間を設けておりました。代表者会議の大半が資料の説明で終わることや、農繁期を迎える貴重な休みの日に参加していただくことの御負担等を配慮した結果、判断をさせていただきました。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

そして、先ほど中止の理由を伺いましたが、ではこの会をよりよくしていくために、農繁期のという理由もおっしゃっておりましたけれども、平成17年に始まったときより改善していくといいますか、そのような要望を受けてどのように改善をして今に、中止になりましたけれども、昨年度まで続けていたでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

説明等の大きな流れにつきましては毎年同じでございましたが、近年、単に町政の説明

だけではなく、各地域の地域活動や自主防災組織等の事例発表なども行なってもらってありました。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

では、今のお話からすると、事例発表というものは毎年変わっていて、そして2時間の時間を有意義に使うと努力されてきたのだということは把握させていただきました。

それでは、4番のほうに移らせていただきまして、今回中止となってしまいましたが、その代わりに今後どのような広報を、自治会の代表者会議の代わりになるようなものを展開していく予定でしょうかということをお尋ねいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

今回、会を中止いたしました。資料については例年どおり送付をさせていただいております。

特に大きな混乱もなく、今回の中止に対する御意見を頂戴することはありませんでしたので、今のところ再開する予定はございませんが、不明な点や御意見があれば随時説明、対応させていただき、代表者の皆様方に御案内をさせていただいております。

送付させていただいた資料につきましては、町のホームページにも掲載をしております。引き続き、町政また新規事業につきましても広報紙や町ホームページを通じまして情報発信をしてまいります予定でございます。

○議長（西山宗弘君）

7番、平澤一浩君。

○7番（平澤一浩君）

引き続き広報を続けていくというふうにおっしゃってございましたけれども、3月の定例会の様子、それについては、吉備ケーブルテレビさんが再放送等をしていただいただけにとどまっております。今後、町長のあの私が聞いたときの感動をもう一度見たいって思うときに、それに対応できる器がないといいますか、その部分がどうしても残念に思う。

それはなぜかという、この町に興味があって、この町はどういうふうこれからこの

1年間活動していくのか、大事な要素が詰まっていて、それは吉備中央町の広報の4月号に半分ぐらいでしょうか、A4の半分の紙面しか割いていない。ただ、私からすると、あの言葉はもっとそれ以上の伝える、そして顔を見て、見える状態で聞くことができたということは物すごく有意義だったなと思っております。

なので、私から提案するものとしましては、ハイブリッド型、今までどおりの紙面によるもの、ホームページ等によるもの以外にも、何か顔が見える形で、ニュースで聞く前に町の広報として正式な形で、SNS等、今の若い人に向けていつでもどこでも見えるような形で、町の大事な決まりのようなもの、ルールのようなもの、向かっていく方向性、一丸となっていくというものを訴えていただくのはいかがかなというふうに思っています。

そして、強いて言ってしまうと、3月の定例会の議事録についてはまだホームページアップ等でできていない、3か月たってもまだ判こを押してないんですね。署名記録議員としてですね。となると、それを振り返ろうと思っても、なかなかその部分では時間がたち過ぎていてのではないかなというふうに感じております。なので、この部分をいかに短く、そしてこの大事な3か月であったなというふうに思います。3月から6月に向けてですね。その部分について、何らかのことでまずは広報の在り方について新しい展開を期待しているところでございます。

そして、2番目の大枠の質問に移らせていただきます。

令和7年4月30日、天満屋グループとの地域社会の活性化と町民サービスの向上を目的とした包括連携協定を締結したと報道がございました。今後どのようにこの連携が町に展開されて、そして発展していくのかということ、そしてそれが町民にとってどのようなサービスの向上につながるのでしょうか。そして、私はどのようなことに期待していったらいいのでしょうか。一町民として、その方向性をお示しいただければと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

それでは、7番、平澤議員の御質問についてお答えいたします。

今回、当町と株式会社天満屋で包括連携協定を締結し、吉備中央町のまちづくりに関することや魅力並びに観光情報の発信及び観光振興に関すること、また農産物の魅力や付加価値の向上に関することなど11の分野で連携していく協定を締結するとともに、天満屋

から職員を派遣いただき、協定内容の実現を目指し、研究や検討を進めていくということになります。

次に、この協定の展開及び町の発展に及ぼす影響でございますが、先ほど申し上げましたとおり広範な内容の連携となっており、株式会社天満屋トラベルや株式会社天満屋ストアなど天満屋のグループ会社も協力するものとなっておりますので、町の農産物の販売促進や職員研修、また買物環境など多くの場面で展開していくことができるのではないかと考えております。

その一例を申し上げます、現在、吉備中央町の特産品を天満屋本店で販売するフェアのほうを計画しており、生産者の皆様の作った農産物や加工品が多くの方の目に触れる機会となるよう準備を進めているところでございます。

いずれにしても、今後は町と天満屋、両者の資源を組み合わせ、お互いの発展に資する協定となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

7 番、平澤一浩君。

○7 番（平澤一浩君）

先ほど11の分野ということで、観光という言葉が印象に残りました。

私からすると、町民のサービスの向上となりますと、この地域においてどのような経済効果があるのか、住みやすい町につながるのかということで、確かに天満屋の部分の岡山のほうで何らかの町の特産品が販売されるというのは喜ばしいことであるかと思えますけれども、今暮らしているこの地域の方々にとって、もう少し具体的に何かお話しできることがあったりすれば、そしてそれに対していつまでにどのような提言をまとめてどのように発展していくのか、今年度の見通し、そして次年度、令和8年度にはここぐらいまで行っているのではなかろうかという町民の目先の期待といいますか、その部分をもう少し展望をお話しいただければありがたいなというふうに思っています。

2番の具体的に天満屋グループとの協業体制、今、定住促進課長がお話しいただきましたので、定住促進課の部分の中で今協議をされているかと思えますけれども、今後いろんな、観光、ほかにも地域ってなると企画課であったりとか様々な、町を挙げてのチームづくりが必要ではないかなというふうに思っておりますが、今後の展望についてお考えをお話しいただければと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

荒谷定住促進課長。

○定住促進課長（荒谷哲也君）

それでは、御質問にお答えいたします。

包括連携協定締結後、天満屋から派遣された職員は、定住促進課に所属となりましたが、本協定は大変広範な内容となっているため、取り組む内容が他部署の所轄事項であったりすることが想定されます。よって、実施するプロジェクトに応じてチーム編成を変更しながら進めていくことになると考えております。

例えば、先ほど申し上げました物産フェアで考えますと、農林課や協働推進課とチームを組んで商工会等と連携していくよう進めております。

仮に、今後、例えば取組が職員研修になった場合は総務課、またスポーツ振興というような内容になりましたら教育委員会など、プロジェクトごとに柔軟に協力体制を整え、効果的な形で展開していくことができると考えております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（西山宗弘君）

7 番、平澤一浩君。

○7 番（平澤一浩君）

それでは、今、課長からいただきました答弁を期待して、確かにほかの課の連携ということで、皆様の一丸となった取組に期待して、また今後の推移を見守りながら、この協定が町民のサービスの向上につながることを期待して、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（西山宗弘君）

これで平澤一浩君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから10時55分まで休憩します。

午前10時45分 休 憩

午前10時55分 再 開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

8 番、山崎誠でございます。議長の御指名をいただきましたので、質問させていただきます。

今回は大体3つでございます。1つは円城のP F A S 汚染の土壌対策について、続いて前回は質問させていただきましたけども、デジタル健康特区関連の高齢者見守り、それから困り事相談、3点目が有害鳥獣の捕獲対策でございます。一問一答方式で行わせていただきます。

まず、円城地区のP F A S 土壌汚染の対策についてでございますが、先ほどの質問もありましたが、この土壌汚染対策に限らず、P F A S の問題が発覚して1年8か月、決してこの問題は終わっているわけではございません。先ほども質問がありましたように、健康対策はこれから息の長いことでございますし、町長も決してゆるがせにはしないという発言がありましたので、大変心強くは思っております。それから、給水のほうにつきましては、これらの担当課において粛々と進めていかれるものと承知をしております。

今、喫緊の課題は、土壌汚染の対策でございますが、その前に全国で初めて公費による血液検査が実施されました。吉備中央町も、よかれにつけあしきにつけ、いろいろ全国でこのP F A S の問題が話題になっておりまして、私もいろんなところでお話なりお声がけがあるんですが、公費による血液検査については、全国のP F A S の健康に関する不安やあるいは被害を抱えてる人には大変勇気づける事業でございました。これについて町側の英断について、私は大変よかったなと、このように思っております。

それから、今回は土壌だけですけども、様々な問題について円城地区でP F A S 汚染の対策を中心に担われている円城浄水場問題を考える有志の会は、5月15日に8項目の要望について県にその要望書を提出したと聞いておりまして、今回質問する土壌汚染対策だけではないんですが、今回はこれに絞ってお尋ねをしたいと思います。

いろいろ質問通告は書いておりますけども、時間の関係もありますので、はしょっていきますが、環境省が土壌汚染の浄化に向けて実証事業を行うということでございました。これは改めて申し上げるまでもございますが、決してこの置場から流れている公共用水については時間とともに低減しているわけではございません。県がモニタリング調査を行っておりますけども、河平ダムは上がったたり下がったりで、この5月については少し低

減をしておりますけども、その上流の西側沢B2については、上がったたり下がったりしながら、5月については少しまた増加をしております。そういうことで、公共用水域が汚染されることについていえば、本流の旭川付近でもある程度の汚染が確認されているというふうに発表されております。

これについてまず第1に、私たちの町からずっと下流に流れていっている岡山市の水域への汚染に関して、何か岡山市から対策等々について要請はあるのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

それでは、8番、山崎議員の御質問にお答えいたします。

県の調査以外に調査している箇所はあるかとの御質問でございますが、本町としては、公共用水域の調査は行なっておりません。

また、本流の旭川ではどの程度の汚染が確認されているかとの御質問でございますけれども、国及び岡山市において宇甘川を含む旭川の下流域で調査されており、いずれも暫定指針値の50ナノグラムパーリットル以下とお聞きしております。

また、岡山市から汚染に関する要請はあるかとの御質問でございますけれども、岡山市から汚染に関する要請はございません。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

ありがとうございました。

次、環境省の実証事業についてですけども、町も、恐らく関係者も、これは大変どういうふうなものを行うのだろうかという不安とともに期待もかけているのではないかと思います。まず第1に、国の全体予算では、全国3か所、京都、綾部市、それから熊本市、それから吉備中央町で8億8,600万円というふうに予算がついてると思うんですが、吉備中央町に関してはこのうちどれぐらいの予算を投じるように今計画されてるのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

お答えいたします。

吉備中央町における実証試験については、予算は4億5,000万円程度を想定していると伺っております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

全体予算の半分程度が投入されるということでございますが、実際にこれはどの程度汚染が広がっているかということをまだ十分把握されていない状況だと思います。

2番目の質問ですが、今まで原因究明委員会等々で2本、ボーリング調査を行いました。このボーリング調査、全体の汚染状況を把握するためのボーリング調査というものは、この事業ではどの程度行われるのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

お答えいたします。

実証事業の施工範囲として想定している約500平米の範囲内とその周辺を対象に、汚染実態を把握するためのボーリング調査を実施しているところと承知しております。詳細については検討中であると聞いております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

詳細は今お答えにならなかったんですが、とても2本程度では駄目で、恐らく20本、30本、ボーリング調査をしなければ実態も分からないと思うんですが、どれぐらい深度調査をやるかということは全く今示されていないんですか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

ただいま環境省のほうでその辺を調査中とお聞きしております。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

これについてはきちんと全体把握のためにボーリング調査が必要だと、これは私が申すまでもなく、専門家がきちんと詳細分析してるとは思いますが、よろしくお願いします。

続いて、3 番目の汚染土壌の除去とか濃度の低減化というものについて、幾つかのそういう関係業者が既に応募しているというふうには先ほどの質問もあってお聞きもしておりますが、実際どのような手法を用いるかということについては、既に環境省から何か連絡とか内容についてはお示しがあるのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

それでは、お答えいたします。

実証試験を行う事業者及びその技術については、4 月 2 1 日から 5 月 2 3 日にかけて公募されたところであり、現在、国において選定中と承知しております。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

期間ではなくて、技術的な手法、これは平成 4 年 9 月だったと思いますが、環境省が技術的な指針というものを示しております。それから、吉備中央町の場合は P F O A が圧倒的に多くて、そこでは 1, 2 0 0 度 C 以上でなければ完全に、それでも完全じゃないんですけども、分解できないというふうな指針が示されておりますが、その点については何か、どのようにするか、概略の手法についての提示はないのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

対策の手法についてでございますけれども、今、国のほうが公募を行なった対策技術について、それぞれのプロポーザルといいますか、それを用いて検討中であるとお聞きしております。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

これについては長期の課題になろうかと思えますけども、住民参加の協議会も設置される方向で今動いておりますので、手法等々についても十分、地元財産区とかにも意見を聞くように、前広に説明をいただきたいと要望しておきます。

続いて、この実証事業の期限とか、工程というのは作業工程ですけども、ボーリング調査をいつまでにやって、土をどの程度取って、手法については示されていないということでしたけども、新聞報道によれば、来年3月、つまり今年度終わりに最終評価をまとめるというふうに報道されておりますが、この点について、全体の実証事業の工程については今示されているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

それでは、お答えいたします。

先ほども申しましたけれども、工法については、選定される対策技術によって異なることから、現時点では未定です。

実施期間については、令和7年度中の事業であり、令和8年2月頃に対策技術の最終評価がなされる見込みと聞いております。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

実施の事業者については先ほどもお答えがありましたけど、改めて確認しますが、現在まだ選定されていないということよろしいのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

今、選定中と聞いております。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

実証事業についてあまり具体的なことのお示しがなかったので、関係者、議会等々についても前広に、分かり次第お知らせをいただきたいと、このように思います。

この実証事業で町が、環境省が予定していること以外に何かこういうことをしてくれというような、円城地区特有の何か事業について要望しているということはあるのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

それでは、お答えいたします。

P F O S 等の高濃度の土壌の撤去及び処理、処分まで、この対策技術により確立していただくようお願いしているところでございます。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

全体的に実証事業については一般論でお答えをいただいたので、皆目よく分からないということでしたが。

先ほどの議員の質問で、低減目標値が示されていないということが質問されましたけども、私は、これは当然、国の河川水域における暫定目標値 5 0 ナノというふうに思っておりますので、この点についていろいろこれから汚染度合いで変わりますが、暫定目標値以内で収めるように環境省にも要望していただきたいと、このように思います。

続いて、円城財産区との関係でございます。これはもちろん資材置場のことでございますが、この貸借契約は 2 0 0 7 年に締結されたと聞いておりますが、この契約はいつ始まっていつ終わったのか、また契約者は誰なんでございましょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

賃貸借の契約期間ということでございますが、円城財産区に確認をいたしましたところ、土地の賃貸借契約は平成19年9月1日に締結をされ、令和6年3月31日に契約終了となっていると聞いております。また、借りた側の契約者につきましては、町内業者の満栄工業株式会社と聞いております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

契約期間が終了しているということですが、この契約の中にも、2番目の質問ですが、原状、元の状態に回復するという条項が一般的には必ずこれは入っていると思われましても、これについて財産区のほうからも要望したと聞いておりますし、原状回復義務というのは果たされるのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

原状回復の義務ということでございますが、契約解除前に相手方と協議を行いまして、契約終了後も原因者の責任において土地の原状回復を行うというふうに伺っております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

かなり多額の費用が、経費がかかると思うんですが、それは一般的な精神条項でなくて、本当に財政負担も含めてそれは果たされるというふうにお考えなのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

実際のところ、まだまだこれからどのような対策をしていけばいいということが改めて分かってくるというふうに思っております。どこまでできるかということにつきましては、相手方の企業の裁量によるものなので、そこまでは今のところ掌握はしておりません。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

これはP F A S含有活性炭を置いた企業の責任だけではなくて、いろんなところに、後で質問しますが、排出元にも責任があると思いますので、このあたりも勘案しながら、企業活動が存続できる形でいろいろ元の土地に復していただきたいと、このように思いますけども。

環境省の実証事業、先ほどお尋ねしましたが、ほとんど内容的にまだ未定のようなお答えでございましたが、この実証事業を通じて国がどこまでやるのか、どこまで浄化できるのかということも関係あると思うんですが、借りた側ですよ、もう契約は終わってますけども、原状回復義務とともに賠償請求、今まで一度行なってるというふうに新聞報道があり、いろいろ示されておりますけど、町のほうから、今後の範囲、賠償の請求の範囲とか、賠償請求する場合の算定基準ですね。今までは町の給水とか様々なことにかかった町側が支出した経費というものを出示しておりますけども、例えば環境省が行う今回4億数千万円の事業等々についても、これは置いた企業それから排出元の企業というところに賠償請求というふうな範囲も広がっていくんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

基本的には、町といたしましては、今まで町が実施してきました対策費について請求を行なってまいりますが、環境省等の他の機関が実施した費用について町から請求することはありません。

請求の範囲などにつきましては、補助金等の収入を差し引いた、対策に要した実費額を請求することとしております。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

具体的な数値はまだ出ないと思うんですが、いずれにしても、最後の確認ですが、1 回請求してることに加えて、前回も質問しましたが、さらにこれを精査した上で賠償請求を行うというのが町のスタンスでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

おっしゃるとおりです。精査した上で請求を行なってまいります。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

活性炭に関する最後の質問ですけれども、先ほども申し上げましたけれども、排出元の企業についてですが、私の知るところでは、P F A S、1 万種類以上あると言われていて、吉備中央町の場合は P F O A、ペルフルオロオクタン酸が一番多いんですけれども、圧倒的に多いんですが、組成分析をした結果、排出元企業はかなり分かってきているというふうに報道ではされておりますけれども、排出元企業というのは今、町としてはどのように考えているんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

町といたしましては、排出元企業の特定は現在行なっておりませんので、排出元の企業については承知をしておりません。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

これは様々な報道がありますが、これはもう既に町も御承知と思いますが、P F A S の組成の中に P F O A だかの特殊なハイドロ P F A S というものが含まれておりまして、こ

れは大阪の大企業の特許だというふうに聞いております。そういう意味で、特定をされていないということでしたけども、公的にはまだそこまでいってないというふうに認識しておりますが、ほぼそこではないかというふうな報道もあるんですが、その点についてハイドロP F A Sの状況とか組成分析の結果については町は把握したり認識はされているのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

町といたしまして調査研究等を現在は進めておりません。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

これは置いた企業はもちろん問題でありますけど、私は、排出元企業、これは大きな企業でありますので、このあたりもぜひ視野に入れていただかなければならないと思っておりますが、今のところ、そこまでは踏み込んでいないということですが、もしこれが排出する企業が公的に特定された場合、町としてはその企業に対する賠償責任というものについてはどのようなスタンスで臨む予定でしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

現在の状況でお答えをいたしますと、あくまで活性炭を置いたとされる企業に対して請求を行っております。現在は排出元の企業への賠償請求は考えておりません。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

現在、排出元企業はもちろん町外の企業でありますし、また特定もされていないということもあって、考えていないというお答えでございましたが、私から見たら、国が2004年にアメリカで大きな問題になっていた20年間も法規制が遅れたということも

ありますけども、それも含めて、これを製造し、P F A S 含有活性炭の排出の元について責任はぜひとも問うていただきたいと。前回も、その企業も含めてこれから膨大な予算がかかるのであれば、基金などを設けて、被害を受けた住民の健康対策等々にもぜひとも活用していただきたい。町長も決してゆるがせにはしないということでございましたが、これはお金のかかることでございますので、日本の公害行政ということも考えますと、予防保全の原則から、排出元企業についてもぜひとも町としてもそこを視野に入れていただきたいと、このように要望しておきます。よろしくお願いします。

次の質問です。

これも前回も質問してしつこいようなんですけども、前回の質問の答えも少し抽象的だったので、あまり微に入り細にわたらず質問をしたいと思うんですが。

まず、高齢者の見守りについて。

通告書では、令和4年、5年、6年、1, 134万円と書いておりますが、区分が非常に、いろんな書類、提出された書類を見ましても、例えば介護、見守り、後に移動というのがついて予算になったり、それから買物支援と抱き合わせになったりして、どこまでがどういう区分で予算配分がされてるか、よく分からないところもあります。

改めて資料を見ましたら、令和5年、前回は買物環境との按分で540万円と出したんですけど、改めて見ましたら、令和5年に高齢者見守りは1, 250万円という項目がありました。だから、結局、通告書に書いております以上の、足し上げますと1, 844万円が令和4年、5年で投入されています。7年度も予算づけがされています。

これについて概要だけお尋ねいたしますが、まず第1に、健康チェック機能を活用して家族による見守りを支援してるというお答えがございました。この健康チェックのアクセス数とか、あるいは見守り支援というのはどのような形で行なっているんでしょうか、具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、山崎議員の御質問についてお答えいたします。

きびアプリの健康チェック機能につきましては、10秒間、画面を見ていただくことで、交感神経、副交感神経及び脈拍を測定することができ、測定時の本人の健康状態を把

握することができます。

令和6年度の計測数につきましては、1万95件であります。

この測定結果は、登録されたメールアドレスに届くようになっておりますので、町といたしましては、離れて暮らす家族の方のメールアドレスも登録することを推奨しております。

なお、事業を運営するインクルーシブスクエアにおいても利用者の健康状態を把握することができるため、利用者の同意の範囲内で本人に問い合わせ、見守りを行なっているところでございます。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

前回も見守りのお答えはございました。

質問したのは、どのような形で見守りを行なっているのかということでございます。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大槓企画課長。

○企画課長（大槓隆志君）

お答えいたします。

この健康チェック機能で先ほど申し上げましたバイタル等を計測することによって、家族の方にもその情報がメールで送られます。そういう形で、一緒に住まれてない、よそに住まれている家族の方に健康状況をお知らせすることができますし、また先ほども申しましたように、インクルーシブスクエアのほうでもその辺のところを確認できるということで見守りのほうを行なっているということでございます。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

では、家族による見守り支援というのは、別に業務上ではなくて、健康チェックをして家族にそれを知らせ、家族が声かけをしたり、どうなってるのかということをするというふうに理解したらいいんですね。そのように理解しました。

時間の関係もあり、次に行きますね。

この中で、健康チェックのアプリを利用した以外に、高齢者の戸別訪問をするということも書かれております。各年度、何人ぐらい訪問して、それにはスタッフはどれぐらいな人数で当たっているんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大槪企画課長。

○企画課長（大槪隆志君）

御質問にお答えいたします。

令和6年度の実績値としましては、高齢者の戸別訪問は666件であり、スタッフは6名で対応をしておりますが、他の事業と兼務しているため、専属ではございません。

なお、令和4年度及び令和5年度における戸別訪問の実績につきましては、集計を行っておりませんので、過去2年間の具体的な訪問件数を示すことはできませんが、今後はデータの収集と分析を強化しまして、より詳細な実績を把握できるよう努めてまいります。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

令和4年、5年、集計がなしというのは驚いたんですけども、これは後で困り事でも触れますが、委託契約を結んで、それには仕様書もついてると思うんですが、集計なしというのはずさんではないかと、このように思います。

それから、これも本当によく分からないんですけど、兼務されているということでした。兼務がどのような、商品の配送の買物支援とか、あるいはほかの事業とのどのような、具体的に実態が分かりませんが、ここではそれほど、時間の関係もありますので、詳細に明らかにできないですけども。

3番目の質問に移りますけども、見守りとか高齢者の戸別訪問、チェックマニュアルというものについて、そういうものは作成しているのか。先ほど家族の場合は声かけとかそういうふうな範囲だと思うんですけども、あるいはスタッフ6名兼務ですけども、そういう高齢者福祉についての専門的な知見を有してる方が当たってるんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

御質問にお答えいたします。

本事業における高齢者の見守りにつきましては、あくまでもきびアプリの登録支援や健康チェック機能の使い方支援等の延長で行なっておりますので、お宅を訪問した際の声かけなどを通じて異変を感じた際には、町へ情報を共有する仕組みとなっております。

したがって、福祉を目的とした専門的知見を有する社会福祉協議会や地域包括支援センターが行う見守りとは性質が異なり、福祉サービスから漏れてしまう人々を支える側面を持っております。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

公費も投入されているわけなので、見守りという曖昧なことではなくて、きちんと研修を受けて高齢者の福祉に関する知見を有した人が当たるべきだと私は思います。

困り事と高齢者見守りは、割と予算づけも何か境界が曖昧なんですけど、仕様書の中には、孤立、高齢者福祉の中で、通告には書いておりませんが、専門的な知見と関係あるんですけども、社会活動の場をつくるためのサービス等々も仕様書ではやることになっているんですが、専門的知見を有していないとすれば、そういうふうな社会活動の場をつくるということについても全くそういう試みはなされていないんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

このスタッフにつきましては、先ほど申しあげました専門的な知識までは有しておりますが、伺った際に何か異変があったときにそういうところを専門の部署につなぐというところの活動を行なっていただいております。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

当然、専門の部署、包括支援センターとか社協になると思いますが、次の4番目の質問

でそれを書いてあるんですけども、そういうふうな連携について、どのような内容の質問が何件、年度ごとに寄せられているんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大槲企画課長。

○企画課長（大槲隆志君）

御質問にお答えいたします。

行政支援が必要な相談につきましては、年に数件程度、令和6年度においては4件の相談が寄せられていますが、家庭内トラブルに発展する内容や入院が必要な案件が発生するなど非常にデリケートな内容が多いため、相談が入り次第、速やかに地域包括支援センターへつなぐこととしております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

そうなんです。議員の皆さんもそういうことに関わっている方もいらっしゃると思いますが、非常に機微にわたるデリケートな問題がある。それが先ほどの回答に専門的な知識がないということでは困るので、そのあたりの研修等々についてもぜひともきちんとやって対応していただきたいと、このように思います。

続いて、困り事相談についてでございますが、困り事相談も、これも範囲がどこまでかというのが大変今までの資料では分かりにくいんですけども、具体的に草刈りや植物の水やり、ごみ出し、大工仕事などで、資料では、令和6年度、10か月で1,800件ほどあったと書いていますが、一方で対価の金額も書かれておりました。1,280万円余が書いておりましたけども、困り事相談で対価の発生する仕事と発生しない仕事、その区分はどうなっているんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大槲企画課長。

○企画課長（大槲隆志君）

御質問にお答えいたします。

きびアプリの使い方が分からないなど本サービスの利用に関する困り事相談について

は、インクルーシブスクエアのスタッフが対応するため、相談者に対しては無償で行なっておりますが、草刈り等の困り事には、なんでもサポーターズと呼ばれる方々が有償にて対応を行なっております。

なお、令和6年度の困り事相談のマッチング件数につきましては、515件であります。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

アプリの使用については無償でということですけど、明確にここまでは無償で、ここまでは有償だということは、何かの書面で表示した、あるいは周知するようなパンフレットはあるのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大槲企画課長。

○企画課長（大槲隆志君）

作業の実施に当たっては、なんでもサポーターズ、それからインクルーシブスクエアのスタッフのほうで責任の役割等を明確にするために必要な確認事項を行なった上で、合意の上、作業のほうを行なっていたというふうに聞いております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

もちろん、仕事の分担で部内でも社内でもやられると思うんですが、公費が投入されているわけですから、無償有償についてはどうするかという契約が当然なされていると思うんですが、その契約についてはどのような形になってるのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大槲企画課長。

○企画課長（大槲隆志君）

お答えいたします。

事業者と個人の間での直接の契約書というものの締結はしていないというふうにお聞きしております。ただ、作業に当たって、先ほど申し上げましたように、双方で責任と役割を明確にするために、必要な確認事項や合意内容について十分に協議、確認を行なっていると聞いております。またあわせて、規約のほうも定めて行なっていくというふうには聞いております。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

さきに示された資料では、健康特区推進事業で、一般的に委託契約というのはされているんですけども、通常、具体的な業務をする場合、無償有償というふうに、それは無償でも有償でも契約できますが、民法によってそういうことはちゃんと契約を結びなさいということが推奨されていると思うんですが、そういう契約をなされていないんですか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大槲企画課長。

○企画課長（大槲隆志君）

町とインクルーシブスクエアについては、当然、委託契約を結んでおります。

インクルーシブスクエアと実際に作業を行なっていただく有償ボランティアのなんでもサポーターズの間では、契約書的なものは交わしてないですけど、作業中の事故とかいろんなことも踏まえまして、その辺はしっかりと整理をして対応のほうを行なっていただいているというふうには聞いております。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

私は、個別、包括的な契約だけではなくて、こういう困り事、細かくこういうふうな仕事もしているので、これは民法643条とか656条にいろいろ書かれておりますが、後のいろんな問題が契約してなければ生じると思うんで、これは私は必要だと思いますが、検討していただきたいということと。

先ほどインクルーシブスクエアと契約してるというお答えでしたが、これはLLPのことですか。LLPの場合、契約の場合は、これは皆さん御存じように、契約者は法人か人

格を持った自然人かしか契約ができないんですが、インクルーシブは、これは法人格のない協議体の団体ですが、インクルーシブと契約者、受託者といいますか、どなたがどのようにやってるんですか、団体では契約できないと思うんですが。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大槲企画課長。

○企画課長（大槲隆志君）

先ほどインクルーシブスクエアと申し上げましたが、契約については、それぞれLLPの団体、事業者とそれぞれ町のほうで契約のほうを交わさせていただいております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

それぞれやるのは分かりました。

じゃあ、困り事相談あるいはその前の高齢者の見守りについてはどこで契約されてるんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大槲企画課長。

○企画課長（大槲隆志君）

高齢者見守り、困り事相談についての委託契約につきましては、十字屋さんと契約のほうを交わさせていただいております。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

また細かいことは委員会でもお尋ねしようと思っておりますが、公費を投入してるので、成果というか実が上がるようにいろいろ手続等々も調べていただきたいと、このように思います。

続いて、有害鳥獣の捕獲対策についてでございますが、先般、猟友会の総会がございまして、出席をさせていただきました。その中で、特に大型のイノシシを捕獲した場合の処理に大変困っているという意見が、担当課はこれは出席されとんで聞いてると思います

が、出されたんですけど、この対策については何かその後、今までもそうですけども、検討されたり何か手だてを打っているんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石坂農林課長。

○農林課長（石坂晃則君）

それでは、御質問にお答えします。

イノシシの捕獲後の処理につきましては、鳥獣保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な方針に基づき、捕獲物は原則として持ち帰り、やむを得ない場合に限り、生態系に影響を与えないよう適切な方法で埋設していただくこととしております。

猟友会賀陽分会の総会にて、埋設場所の公設について御意見をいただいたところでございますが、設置場所の選定や設置後の管理など、近隣にお住まいの皆様の生活環境等に影響が出る可能性もあり、現時点での設置は難しいと考えております。

なお、今後は近隣市町村の対応状況を確認し、どのような支援ができるか、検討してまいりたいと存じます。

○議長（西山宗弘君）

８番、山崎誠君。

○８番（山崎 誠君）

先ほどお答えになったように、廃掃法とか悪臭防止法とか幾つかの法律も関係してまいります。

それで、現在、国のほうでは、適正処理のための計画づくりというものを各自治体に奨励しております。先ほどの答弁では、計画づくりの話については全く言及がなかったんですが、個別に何かやられてるのか、それとも計画づくりについて今後進めていくということの方向性はあるんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石坂農林課長。

○農林課長（石坂晃則君）

お答えします。

すみません。その件につきましては、詳細をまだ把握できておりませんので、少しお時

間をいただきまして、状況を把握した後に検討してまいりたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

新しく着任されたのだと思いますが、ネットでもそういうことをちゃんと適正処理をしないということは公示されているので、ぜひとも早急に、猟友会のほうもいろいろ、たくさん取れたときに処分に困ってると、それが埋設とかいろんなことができる人もいらっしゃるようすけども、できない人もいらっしゃるので、そのあたりは猟友会ともよく調整しながら、行政がリーダーシップを取って適正処理のための計画づくりというのをぜひとも着手していただきたいと、このように思います。

それから、最後の質問ですけども、総会でも出ましたが、特区事業で導入した、5,400万円でした有害鳥獣の対策でドローンが導入されておりますけども、ドローンによる発見や捕獲はどうなってるかという質問がございましたが、その後、音響や音波によって追い払うとかいろんなことも試みているというふうにはお聞きしましたが、現在そのような状況はどのようになっているんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石坂農林課長。

○農林課長（石坂晃則君）

それでは、質問にお答えします。

特区事業で導入いたしましたドローンの活用につきまして現状を報告申し上げます。

これまでに、ドローンに搭載した赤外線カメラを活用し、有害鳥獣の発見や捕獲に向けた実証実験を行っております。赤外線カメラの視認性は、樹木の葉の影響を大きく受けてしまいます。冬場においても当町では常緑樹が多く、視認性が低下する問題が発生しております。それに加えて、夏場には気温の影響により、さらに視認性が大きく低下する問題が発生しております。

このようなことから、令和6年度、ドローンに外部スピーカーを設置し、年度内に猟犬の音声データの録音を完了しております。本年度は、音響、音波を活用した駆除、追い払いにつきまして検証を進めていく予定としております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

赤外線カメラによる発見については、導入前から猟友会のほうでいろいろ、そんなことはできるんかとか、今の葉っぱの問題とか温度の問題とか出てたので、もう過ぎ去ったことなのでこれ以上言いませんけど、現場の意見もちゃんと聞いた上で有効なものを導入していただきたいと思いますし、また音響、音波とかいろんなことによる今後の駆除等々の今実証に向けて準備してる、私たちもこの前、議員も見させていただきましたが、何か見通しというものについてはどのようなお考えなんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石坂農林課長。

○農林課長（石坂晃則君）

質問にお答えします。

こちらについても、実証実験ということなので、これをしたら成功するとかというようなことも踏まえまして、今年度、音波とか音響を活用した駆除を行なっていくこととしております。令和5年度、令和6年度、合わせて20回弱の実証をしております。本年度も同じように実証のほうを進めてまいりたいと思っております。

○議長（西山宗弘君）

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

事業ですから、よい点、悪い点、うまくいくこと、いかないことがあります。公費、貴重な血税を使っておりますので、十分成果が上がって町民福祉に役立つような事業を展開していただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○議長（西山宗弘君）

一般質問の途中ですが、ただいまから午後1時まで休憩します。

午前11時47分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

順次発言を許します。

1 番、日名由香君。

○1 番（日名由香君）

議長に許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。1 番、日名由香でございます。よろしくお願いいたします。

一問一答形式で、大枠に分けて1 つになります。

令和7 年4 月から町が直接運営する公設公営型の放課後児童クラブがスタートしました。吉備中央町の放課後児童クラブは、保護者が仕事などで昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、放課後において適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図る場となっています。この新たな体制への移行は、子育て支援の充実を図る上で非常に重要な一歩であり、町として責任を持って運営に当たるという明確な意思の表れであると受け止めています。

まずは、公設公営型として始動してからの現時点での利用登録者数と、実際に利用している児童の人数や利用傾向について詳しくお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

それでは、1 番、日名議員の御質問にお答えいたします。

現時点での放課後児童クラブ利用登録者数及び小学校児童数に対する利用率ですが、まずスマイル児童クラブは、利用者数4 5 名、利用率は5 1. 7 %、加賀西児童クラブは、利用者数3 6 名で、利用率は3 3. 9 %、吉備高原児童クラブは、利用者数1 0 7 名で、利用率6 0. 1 %となっております。全体で利用者数1 8 8 名、利用率5 0. 6 %となっております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

1 番、日名由香君。

○1 番（日名由香君）

吉備高原児童クラブは、1 0 7 名も利用していることで、現在定員1 2 0 名に対しての

107名、約89%と非常に高い充足率を示しています。一方で、スマイル児童クラブや加賀西児童クラブでは、定員の約半数程度の登録にとどまっており、地区ごとに利用状況の明確な差が見られます。この違いの背景として注目すべき点の一つが家族構成の違い、核家族の多さだと感じています。

吉備高原エリアは、町内でも比較的若い世代の世帯が多く、祖父母と同居していない核家族が多い地域であることが数字に表れていると思います。また、児童クラブから距離がある地区の子は、下校バスを利用し帰宅していることが多い現状ではないでしょうか。このように、児童クラブの利用状況は、単に数だけではなく、地域の特性や家族構成、交通手段など様々な要因が影響していると考えられます。

次に、公設公営型に切り替わったことで、町が直接、運営の中心を担うようになりました。それにより、保護者や現場の職員の方からの声がこれまで以上にダイレクトに届く環境になったと認識しています。

この4月1日からの約2か月間の間に実際の運営の中でどのような課題や運営上の工夫が必要だったのか、また保護者から寄せられた声に対してどのような対応や改善をしてきたのか、可能な範囲でお答えください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

それでは、御質問にお答えいたします。

放課後児童クラブの運営開始以降、運営上の課題や保護者の皆様からの御意見に基づき、幾つかの改善策を実施してまいりました。

まず、児童の登降所に関しましては、保護者等による送迎を基本としておりましたが、保護者以外の方の送迎や、塾へ行ってから児童クラブに来られる児童もあり、その送迎について保護者の対応が難しいことから、保護者より承諾書を提出いただき、保護者の責任の下で習い事や療育へ児童ひとりで登降所することを可能といたしました。

次の改善点は、当初、お迎えの際に保護者以外が来られる際には毎回事前の届出書の提出をお願いしておりましたが、4月の開所までに保護者の方から非常に負担が大きいとの声をお聞きしました。そこで、改善策として、児童の世帯当たり4枚を限度として保護者専用の名札をお渡しすることとし、あわせて保護者以外の送迎届出書を年度当初に提出し

ていただくことといたしました。このことにより、保護者の皆様にとっても利便性が高まり、また児童クラブとしても保護者であるという確認がスムーズに行えるようになりました。

今後、児童と保護者、そして児童クラブにとってより安心して使いやすい児童クラブの運営となるよう、引き続き改善を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

1 番、日名由香君。

○1 番（日名由香君）

様々な声に対応してくださっていることが理解できました。

また、私のところにも届いた声をお伝えさせていただきます。

同様に、学校から徒歩で直接習い事に行き、その後、児童クラブに向かうという流れができたことで、一時はどうなるか不安だったけれども、町の担当者や現場の先生方が柔軟に対応してくださって、子どもの学びの機会も確保され、安心して預けることができたという喜びの声が届いています。

また一方で、児童クラブで学校の宿題をせずにそのまま帰宅することが増えたという戸惑いの声も保護者のほうから届いています。

児童クラブで過ごす時間は、1 日当たりおよそ 2 時間半、長い子だと 3 時間、1 週間で 12.5 時間、1 か月で 50 時間と、家庭に代わって子どもたちの放課後の生活を支える大変大切な時間となっています。学校からも、低学年では三、四十分程度、高学年では 60 分ほどの家庭学習が望ましいとされています。

ところが、実際には 19 時前後に帰宅してから学習時間を確保しようとすると、どうしても夕食や入浴の時間が遅くなり、就寝時間にも影響が出てしまいます。こうした生活リズムの乱れは、結果として翌日の学校生活や体調にも響いてしまう可能性があるのではないかと感じています。

児童クラブは、子どもたちの放課後の生活を温かく支えてくれるとても大切な場所です。だからこそ、子どもたち一人一人が無理なく心地よく過ごせるように、学習時間のバランスや一日の過ごし方について少しだけ目を向けていただけたらと感じています。

では、次の一時利用制度の運用についてお聞かせください。

まず、一時利用制度の基本的な仕組みについてお聞かせください。対象となる児童の条

件、利用可能な日数の上限、申請方法など、町として定めている制度の詳細を教えてください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

それでは、御質問にお答えいたします。

一時利用の対象者は、通年利用などと同様に、児童クラブ利用の事由に該当する小学1年生から6年生までの児童であります。

利用日数の上限は、1か月で10日となっております。

申請方法は、アレルギーや健康面での注意点などを保護者と共有させていただくために、通年利用などと同様に、事前に入所申請書を提出していただいております。

また、提出の時期ですが、職員のシフト表などを作成するため、利用月の前月20日までに子育て推進課へ入所申請書及び一時利用予定書を提出していただいております。

利用可能時間は、通常と同様に、平日は下校後から19時まで、土曜日、長期休業は7時半から19時までとなっております。

また、利用料については、月額1,500円、おやつ代500円を徴収させていただきます。利用料とおやつ代は、通年、期間限定とは違い、利用実績に基づき徴収させていただきます。そのため、利用がない場合は利用料は徴収いたしません。しかし、一日でも利用されたら月額料金を徴収させていただきます。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

ありがとうございます。

利用するに当たっては少しかタイムラグがあつて、金額面などは後ほど請求ということが理解できました。

次に、現時点での一時利用の登録児童数や月ごとの利用件数の実績についてお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

それでは、御質問にお答えいたします。

現在、一時利用者は、14名の方が登録されておられます。

4月の利用者は、1か所のクラブのみで4名の利用がありました。

5月の利用者は、2か所のクラブで5名の利用がありました。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

一時利用の登録者数が少なく感じるんですが、何か原因などがありますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

御質問にお答えいたします。

一時利用制度というのがこちらからもなかなか発信ができていなかったというところもあり、一時利用の制度が分からなかったっていうところで、保護者の方も戸惑いがあったかと思っております。そのために、いろいろ途中から一時利用の制度はどうなのかなっていうところも日々お電話で問合せ等をいただいているところであります。

○議長（西山宗弘君）

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

一時利用の制度は、ふだん家庭で頑張っておられる保護者の方にとって、もしものときに安心して頼れる場所があるという意味で、とても心強く大切な仕組みだと感じています。

実際に、制度があって安心できる、とても助かってるといった声もいただいている、町の取組に対して感謝の気持ちを寄せられる方も多くいらっしゃいます。

一方で、日々の暮らしの中では予期せぬ予定変更などもあり、制度を活用したくても難

しい場面に直面される方も少なくはないようです。

例えば、ある保護者の方はこんなお話がありました。学校のバスの帰宅時間が急に変更となり、子どもをどうするか悩みました。本当は放課後児童クラブを利用したかったのですが、申請期限が前月の２０日まで、急な願いはできないであろうと、自分で調整することにしました。制度を大切に守ろうとしながらも、その中で無理をして調整して頑張っていた保護者の姿が目につかびます。

もちろん、制度の運用に当たって一定のルールは必要であることは周知していますが、こうしたちょっとした困り事が続くことで、次に使おうという気持ちが遠のいてしまうことがあるのではないのでしょうか。

こうした声や要望は、町の方々や皆様の元にも届いているのでしょうか。利用者や現場の職員の方から寄せられている意見や困り事などがあればお聞かせください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

それでは、御質問にお答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、一時利用で問合せが多いのが、急に御利用したい場合の利用方法などについてです。その際には、通年利用と一時利用の利用方法について丁寧に御説明をさせていただいているところです。

通年利用では、土曜日利用を除き、いつでも急な利用も可能となりますが、一時利用は、事前にお聞きしている日にちのみの受入れとなっております。

保護者の方の中には、現在、月に数日しか利用しないかもしれない、または利用するか分からないと思われ、児童クラブの入所をちゅうちょされている方もおられると聞いております。

その場合は、まず入所申請を行なっていただきたいと思います。事前に入所申請を行なっていただいた上で、利用月の前月２０日までに一時利用予定書を提出していただければ御利用いただくことが可能となります。これにより、必要なときにスムーズに児童クラブを御利用いただける体制を整えております。

また、急な利用の場合につきましては、一応、前月２０日までに予定を出していただきます。その後、平日間の移動につきましては、変更のほうが可能となります。ただし、土

曜日の利用につきましては、職員配置もありますので、前月の２０日までに利用の申込みがなかった場合は土曜日を閉所としておりますので、そこに職員を配置するというのはなかなか困難なところになりますので、そこは御理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

１番、日名由香君。

○１番（日名由香君）

ありがとうございます。

平日の移動であれば可能であるというのを伺いましたんですが、実際にでは何日前までにとかという、そういう日にちの目安みたいなものがあれば助かる方が多いのかなと思うんですが、教えていただけますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

では、御質問にお答えいたします。

具体的な日にちというのはないんですけれども、できれば分かった段階でお知らせいただきたい、あと職員の配置等も関わってまいりますので、急な受入れ、平日であれば職員の配置もありますけれども、なかなかそこも難しいところもありますので、分かった範囲で事前にお知らせいただきたいと思いますと思っております。

また、今後いつまでということを申し上げても、結局急なお願いにもなってまいりますかと思っておりますので、またそのあたりも運営上の制度としてこちらで整えて、また皆様にお知らせができたらと思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

１番、日名由香君。

○１番（日名由香君）

ありがとうございます。

具体的な日にちというのはなかなか難しいということも分かりました。ですが、多分なんですけど、急なお願いという部分で当日の朝とかという場合もあるんじゃないのかなと

思っています。兄弟がおられる方で、例えば2人兄弟で1人が病気になった際とか、そういった場合に柔軟に対応してくださるということをできればお願いしたいと思っています。

では次、一時利用制度の利便性向上に向けた改善を行う予定があるのかないのかというのをお聞かせいただければと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

それでは、御質問にお答えいたします。

先ほども述べさせていただきましたが、一時利用の制度については分かりにくい面があったかと思っております。そのために、制度の利用方法などを保護者へ具体的な十分な周知ができていなかったことも考えれることから、今後、児童クラブの利用方法などをまとめました利用の手引書みたいなものを作成いたしまして、ホームページであったり、今の児童クラブに通われている方であったりということで、児童のほうに周知ができたかと思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

1番、日名由香君。

○1番（日名由香君）

前向きにいろいろ手引などを考えてくださるということで、とても安心しています。

最近では、共働きの家庭や急な予定変更に対応しなければならないお仕事をされている方、または家庭の事情を抱えておられる方、子育てのスタイルや働き方も本当に様々になってきました。そうした中で、この制度がもっと使いやすくなることで、保護者にとっての安心感や子どもたちの安全にもよりつながっていくのではないかと感じています。

そこで、今日は制度をより便利に使いやすくしていくために1つ御提案をさせていただきます。

放課後児童クラブの出欠や連絡ツールとして今年度導入されるコドモンというアプリがありますよね。この機能を拡張して申請の簡素化を図るというのは非常に現実的な取組なのではないでしょうか。

保護者の方からは、書類提出のためにわざわざ仕事を休んで平日役場に出向くのが大変といった声が多く聞かれます。

コドモンというアプリは、もともと登園管理や欠席の連絡、保護者との連絡帳機能など、子どもに関わる日々のやり取りをデジタルで完結できるツールだと聞いています。この既存機能を生かして、放課後児童クラブの一時利用申請や変更連絡などをスマートフォン上で簡単に行える仕組みを導入することで、保護者の方の利便性も飛躍的に高まると考えられます。例えば、ワンタップで利用申請できるフォームですとか、証明書類の画像のアップロード機能、受付確認の通知表示など、既にほかの自治体でも導入実績があるようです。

新しい仕組みを一から構築していくのではなく、今ある資源を賢く活用するという点で実現性の高い改善策になるのではないのでしょうか。このアプリも一時利用制度も、あるだけではなくって、本当に必要なときに迷わず使えるものへと進化していくことを願っています。

では、次の長期休業中の受入れ体制について移ります。

夏休みや冬休みといった長期休業の期間は、保護者の方にとって子どもをどう見守るかという点でとても悩ましい時期になります。共働き家庭や独り親家庭にとっては、平日と同じように仕事があっても学校がないことで預け先に困るといった声が聞かれます。こうした中、放課後児童クラブの役割はますます大きくなっていると感じます。

そこで、伺います。

長期休業中における放課後児童クラブの開所日数や開所時間帯、基本的な運営体制について、今年度はどのように整備されているのか、教えてください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

それでは、御質問にお答えいたします。

長期休業期間については、まずは来月からの夏季休業期間がありますが、夏季休業中の開所日数は、日曜日、祝日を除いた33日間となります。時間帯は、7時30分から19時まで開所しており、土曜日については、平常時と同様に前月の20日までに利用申請をしていただき、利用者がおられなかったら閉所となります。

運営体制につきましても、通常と同様に、放課後児童支援員、補助員を配置し、児童の受入れを行います。

児童クラブでの一日の過ごし方については、午前中は宿題などの自主学習や静かな遊びをして過ごし、午後は自由遊びとしております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

1 番、日名由香君。

○1 番（日名由香君）

ありがとうございました。

7時半からという開設ということで、多分、指導員の方々も長時間の勤務になるかと思っています。このあたりで、子どもたちとの関わりの部分で疲れが出ないようにと言ってはいけないんですけど、よりよい方向になるように願っています。

次に、ふだんは利用していないけども、夏休みや冬休みの期間だけ放課後児童クラブを利用しているという家庭も一定数いらっしゃると思います。

町として、こうした長期休業期間のみ利用している児童はどのくらいいて、通常時と比べての増減の傾向も含めて把握されていれば教えてください。また、それに伴い、職員の配置やサポート体制に変化があるのかも併せて教えてください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

それでは、御質問にお答えいたします。

長期休業期間のみの登録者数は、現在33名となっており、通常利用者数の約2割増となる予定です。

また、長期休業期間は、7時半から19時までの受入れ時間であり、長時間となることから、現在、職員数が十分でないこともあり、勤務表の作成に苦慮しているところであります。そのため、現在も町公式ホームページやハローワークなどで会計年度任用職員の募集を行なっているところであります。

また、外部人材やボランティアなどにつきましては、現在、社会福祉協議会が募集されておられます夏のボランティア体験事業へ申込みをしており、児童クラブにおいて活動し

ていただけることを期待しているところです。

また、地域や近隣の大学などに依頼し、有償のサポーターとして活動いただける方の募集も研究しているところであります。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

1 番、日名由香君。

○1 番（日名由香君）

社会福祉協議会の夏のボランティア事業ということは、中学生たちが子どもたちに関わるということによかったですかね。子どもに関わる人たちというのが、中学生や高校生、大学生などが関わってくださると、すごく遊びの幅が広がるなと思っているので、とてもありがたいなと思っています。

短期利用のニーズが多いということには、バスで帰ってる子どもたちがこういう期間だけは困るから利用させたいというところが含まれているんだと思います。

保護者の皆さんにとっても、子どもたちにとっても、安心して過ごせる環境が変わらずに整えられているということは何よりも心強いと感じます。地域ごとの異なる特性やニーズを丁寧に酌み取りながら、今後も柔軟な運営体制が整えられていくということを心から願っています。

次に、長時間利用に伴うプログラムの工夫などを検討しているかという部分について質問させていただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

御質問にお答えいたします。

長時間、また長期間の受入れとなりますので、児童クラブで過ごす時間を安全に楽しく過ごすことができる活動プログラムは必要であると考えております。

年間行事として、夏祭りの実施を予定しております。内容につきましては、児童の意見も取り入れながら、児童クラブ職員において内容の検討をしていただくこととしております。

そのほかの活動プログラムにつきましては、具体的にはまだ決まっておりませんが、昨

年度までの児童クラブの取組などを参考にさせていただきながら、児童が楽しく過ごせるよう、児童クラブ職員と一緒に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

1 番、日名由香君。

○1 番（日名由香君）

夏休みなどの長期休みは子どもたちにとっても特別な時間という認識は同じようなので、安心しています。

学校の授業から解放される一方で、多くの子どもたちは、放課後児童クラブで朝8時頃から夕方6時まで、1日およそ10時間という長い時間を児童クラブで過ごすようになります。これは、子どもたちの一日の中でも、とって大きな割合になりますよね。この時間が子どもたちのためになるような時間になるということが大事だと思っています。

特に、今の時代は情報があふれ、選択肢が多様化する中で、自分の時間をどう使うか、何を優先するかと考える力が求められていると思います。子どもたちにとっても例外ではなくって、今日は何をしたいのか、どんなふうに過ごしたいのかといった小さな問いを日々の中で重ねていくことで、自分自身の価値観や関心を育てていく第一歩になると感じています。

時間は目に見えない資源であって、誰にとっても1日は24時間しかありません。その中で、何を選び何をやらないかを考えることは、自己決定の訓練であり、自立の基礎となる大切なプロセスです。この選び取るという行為を繰り返すことで、自分で選んだことに責任を持つ力や自分の時間に対する誇りが生まれてきます。

だからこそ、放課後児童クラブという生活の場において、子どもたちが自らの時間を意識して主体的に過ごすことができるような仕掛けを取り入れてくださることで、大きな学びとなると思っています。ぜひ今後も前向きに一緒に検討させていただきたいと思います。

次に、放課後児童クラブを利用したいと考えている家庭の中には、交通手段がない、送迎の負担が大きいといった理由から通年利用を断念しているケースも多くあります。本当に日々の送迎は大きな負担であり、就労継続や子育て環境の整備といった観点からも重要な課題と捉えています。

現在、町内では、へそ8バスやデマンド交通などの公共交通が運行されていて、高齢者

の通院、買物支援などにも活用されています。これらの仕組みを小・中学校や放課後児童クラブへの通所支援にも応用することで、子育て世代の支援の幅が広がるのではないかと考えています。町としての現状の認識と今後の取組の方針について伺います。

小学校や放課後児童クラブへの送迎に関して、統廃合によって以前より遠距離通学となった児童の保護者の負担や交通手段の課題について、町としてどのように受け止めておられるか、また現時点で何か検討中の対応策があればお示してください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、御質問にお答えいたします。

小学校の統廃合や児童クラブの公設公営により、学校や児童クラブ、バス停までの距離が長くなり、児童の送迎に負担を感じられている保護者がおられるだろうということは感じているところでございます。

開校から2か月余りが経過しておりますが、子どもたちの安心・安全を願う保護者の方や地域の方々の温かい御協力により、スクールバスの利用についても定着しつつあります。今後、在籍する児童の乗車状況などを勘案した改善なども想定しており、御負担をおかけすることもあるかと思いますが、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

1 番、日名由香君。

○1 番（日名由香君）

先ほどの御答弁では、現状は今後様子を見ながらというふうに捉えました。

しかし、現場は既に深刻な状況であると考えています。バス停まで片道が3キロ以上の地域に住む御家庭では、保護者が毎日送迎を行なっているという実態があり、これは一時的ではなくって、日常として定着してしまっている生活のハードルだと考えています。

実際に、町内の小学校に通うある御家庭では、保護者の方が体調を崩し、バス停までの送迎ができなかったため、子どもが学校に行けずに、元気なのに自宅で休まざるを得なかったというケースを聞いています。

決して特殊な話ではなくって、交通手段の乏しい地域では、こうしたことが起こり得

る。つまり、教育を受けるという当たり前のことさえも、家庭の事情によって左右されてしまう地域ができてしまっているということです。

もちろん、保護者の送迎は、大切な家族の役割の一つです。ですが、それを全て家庭に委ねる今の構造では、もしものときに支え合える社会になっていない。それが今の地域の姿ではないでしょうか。こうした実態がある地域に対して、若い世代が帰ってきたい、子どもを育てたいと思えるでしょうか。

交通の不便さは、単なる移動の問題ではありません。町としてこのような現実をどう受け止め、今後どのような形で支援策を検討、実行していくのか、お答えいただけますでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃられたような様々な御意見があるというのは、教育委員会のほうにも意見を多少いただいておりますので、承知のほうをしております。

いろんな意味で、緊急性を要するものについては、それぞれ至急改善をしていかないといけないんですけれども、いろいろ意見が出てる中では、個人的な思いの部分もあるような御意見もあったり、いろんな御意見がありますので、すぐすぐ対応はできないかとは思いますが、いつもしておりますPTAの通学路の要望ですとか、そういったところで御意見をまとめていただいておりますので、また検討することにもなろうかと思っておりますので、そういったところで御意見のほうをまとめていただいて御要望などをいただけたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

ただいまの質問に対して答弁漏れはありませんか。総務課とかは答弁はないですか。いいですか。ないです。

1 番、日名由香君。

○1 番（日名由香君）

この問題を一緒に改善していくという姿勢がすごく大事なんじゃないのかなと感じてい

ます。学校がなくなった地域は切り捨てられていくのではないのかなという不安を少し感じています。ごめんなさい。こうした問題を真摯に受け止めて一緒に改善していったほしいと願っています。

では、次に移ります。

児童の平常時の下校や夏休みなど長期休業中の登下校において、へそ8バスやデマンド交通といった既存の公共交通を活用し、通所支援を行うなどはいかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、日名議員の御質問にお答えをいたします。

現在、町内を巡回運行するへそ8バスは、月曜日から金曜日まで、朝の8時半頃から午後6時頃まで決まったルートを運行しております。

また、デマンド型乗合タクシーにつきましては、月曜日から金曜日まで、事前予約により午前8時から午後5時まで運行をいたしております。

いずれも町内の事業者への委託などにより運行していただいておりますが、運行業者においては、運転手の確保や労働時間の問題などにより、休日の運行や夜間運行などの要望には対応ができていない状況ですので、御提案をいただきました通所支援に向けた運行時間や現在の運行ルートの見直しにつきましては、現状では非常に厳しいものと考えております。

また、子どもが利用する場合、安全の面で万全を期すということが必須条件であります。へそ8バスやデマンド型乗合タクシーを利用する場合は、当然、大人と混合乗車になる可能性が十分にございます。子どもたちが乗り合わせに対して不安に感じないように配慮することや、乗り降りの補助の問題など課題も多くありますので、新たな方策といたしましてライドシェアの研究をしてまいりたいというふうに考えてます。

ライドシェアは、一般のドライバーが自家用車などを使って有料で人を運ぶ仕組みでございます。他県では、放課後児童クラブの移動の負担の軽減を図るために導入したというふうな事例もありますので、いろいろと条件や制約はございますが、今後研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

1 番、日名由香君。

○1 番（日名由香君）

先ほどの御答弁で、児童の下校、通園に対してへそ 8 やデマンドは難しいということが感じられました。

将来的にライドシェアを研究していくという段階では、一年一年が大切な私たちの世代にとっては、あまりにも対応が遅いと感じてしまいます。

既に町内に存在する公共交通を通学や児童クラブなど子育ての関連に送迎できないって何か理由などはあるのでしょうか。その具体的な障壁、制度面なのか、コスト面なのか、運営上の問題か、どのような要因がネックになっていて実現できないのか、具体的にもう少し説明いただければと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

一番の理由といたしましては、現在の状況では業者の対応が非常に難しいというふうにされておるところです。今の時間より延長しての利用については、もちろん要望としてはこれからも行なっていくところでございますけども、現状といたしましてはそれが一番ネックというふうに感じております。

○議長（西山宗弘君）

1 番、日名由香君。

○1 番（日名由香君）

じゃあ、どこの業者も今の状況では難しいという認識でよかったのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

そこはもう一度確認いたしますが、今のどこの業者というところについては、先ほど説明しましたように確認はいたしますけども、全ての業者に対して、しばらく前の状態ですので、もう一度、そこにつきましては確認をさせていただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

1 番、日名由香君。

○1 番（日名由香君）

できるだけ早めに確認していただいて、回答を待ちたいと思います。

次です。まずはモデル地区を設定し、夏季休業期間中に試験的な運行をするなどして児童の利用実態や保護者の反応を把握する実証的な取組を進めることってというのは今後難しいんでしょうか、町のお考えを聞かせてください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

それでは、御質問にお答えいたします。

先ほど総務課からの答弁にもありましたように、児童が大人と混乗することで安全面において配慮する点も問題も課題もあり、すぐに対応するのが難しい現状でございます。夏休みまでに試験的運用、実証につきましましては、検討の時間的にも厳しいと感じております。

しかしながら、今後、保護者の方へ実証運行などをした場合の通所の負担軽減などについてのアンケートの実施や、総務課提案の新しい取組などについて、関係課と連携しながら、児童クラブの児童の移動の負担軽減を図るための施策について研究を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山宗弘君）

1 番、日名由香君。

○1 番（日名由香君）

今後、研究してくださるということですね。

私たち子育て世代にとって、子どもと過ごす一年一年は、かけがえのない大切な時間です。送迎は家庭の努力で何とかするもの、田舎は不便が当たり前、そんな空気のままで、決して安心して子育てができる町ではありません。実際、こうした交通や送迎の課題は、今に始まったことではなくって、ずっと保護者の世代が代わっても繰り返されてきた負担であって、声にならない諦めだと感じています。だからこそ、統廃合し広域学区となった今こそ本気で取り組んでいただきたいと思います。できる手段や方法を考えては

しいとお願いしているのです。

このように、日常的な子どもの移動ニーズに公共交通を柔軟に合わせていただくことで、子どもたちの教育の確保や安心につながると感じています。大きな生活支援となります。へそ8やデマンド交通は、地域の大事な公共インフラであって、特に交通空白地帯や送迎が困難な子育て世帯、高齢者にとって、なくてはならない暮らしの足になっています。こうした既存の資源を最大限活用するためには、単に制度があるということではなく、どうすれば使いやすくなるのかという視点の工夫が欠かせないと感じています。

例えば、定期的に利用する通学や放課後児童クラブへの送迎ニーズが把握できれば、定期券や回数券、さらには年間フリーパスといった柔軟かつお得な料金制度の導入も十分に検討可能ではないでしょうか。子どもの送迎や家族単位での利用が見込まれる家族向け割引なども検討していただけると信じています。

そのためにも、まずは今年度はしっかりと利用実態やニーズ調査を行なっていただきたいと感じています。現場で実際何人がどのタイミングでどの距離、どういう目的で利用しているのか、そして使いたくても使えてない人たちの声にも丁寧に耳を傾けていただきたいと感じています。それらのデータを基に、来年度以降の運行の見直しや改善へとつなげていただけることを願っています。

こうした暮らしに直結する課題には、できるだけスピード感を持って対応することが地域住民の信頼や協力につながります。一方で、対応が遅れるほど、仕方がない、どうせ変わらないといった諦めの空気が広がってしまいます。だからこそ、今困っていることを今まさに動き出していくっていう姿勢を町として見せていただきたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

熱い日名議員の気持ちは本当によく伝わってきました。

吉備中央町は、公共交通が本当に脆弱なところで、そういう思いから、へそ8バス、それから国立便、デマンド等々をさせていただきました。今朝も実は8時前に役場へ私は来ました。そうしますと、あるおばあさんがずっとバス停で待たれてまして、役場の前で、少し話をかけて、どちらへ行かれるん言うて聞いたら、国立に行くんだと。便数が少ない

けど便利に使ってますか言うたら、大変助かつとるということで、本当にこの事業はコストは関係なくやってよかったなと、やるべきだという思いでございます。

そして、学校が統廃合して遠距離通学という子どもさんが大変多くなってます。それから、確かにバス停へ行くまでに歩いて、また親御さんの車で行ったりとか、大変な思いをされてる方がおられます。

そうした中で、少しでも利便性を上げるためには、今ある公共機関を利用してもらうというのが一番早いです。へそ8であれば、ルートは変えられません。ただ、それに乗っていただくというのは多分可能だと思います。ただ、そこには、親御さん、保護者の方のしっかりした御理解が必要です。先ほど言いましたように、混乗になりますから。その辺を理解の上で、できる方法はやっていこうと思います。

それから、先ほど言われた回数券、これについても私は可能性があると思います、できる。そう難しいものではないと思いますので、その辺もしっかり踏まえて、あまり時間をかけるんじゃないくて、できるものは一つずつやっていくということをこれから担当課と協議してから前に進めていきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

1 番、日名由香君。

○1 番（日名由香君）

どれぐらい待てばいいでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

1 つには、言われたとおり、利用を希望されてる人数の把握というのはすべきだと思います。そして、ある程度的人数の把握が、あるエリアでもいいです、学校区だけでもモデル的にさせていただいて、それに対して、あつたらへそバスなりへ乗っていただくというのは、物を買うとか云々じゃないんで、それはできると思います。それに対して、例えば回数券をお渡しすると、それで子どもたちがそれを切って乗るということとはできると思います。

ただ、乗るときはそこまで、どうしても子どもさんが独自で乗るようになります。多分、先生方がそこについていけないと思います。あまりにも人数が多いかったらついて

いかんといけんと思うんです。その辺は協議です。

それから、降りた後の責任も出てきます。その辺もしっかりと研究をしてやらないと、やってから何かあっては困りますので、その辺を踏まえてから、できるものはやろうと思います。それもいついつとは言えませんが、速やかにやるべきだろうと、検討はすべきだと思ってます。

○議長（西山宗弘君）

1 番、日名由香君。

○1 番（日名由香君）

速やかに検討していただけたらと思って頑張ります。

吉備中央町は、児童クラブですとかアフタースクールなど町を挙げた子育ての支援が年々充実してきて、子育て世帯にとっては本当に心強い取組だなと本当に感謝をしております。

しかしながら、子育てがしやすい町と言われる一方で、進学や出産を機に町を離れた世代が帰ってこれないという状況が続いてるということも皆様も御存じではないでしょうか。なぜ定住につながらないのか、その本質を見極めていくと、制度の内容よりも、制度をどのように生かせるかっていう環境の中で決定的な差があるという点に突き当たります。

こうした事情は、決して家庭の努力不足だけではありません。保護者がフルタイムで働いている、ワンオペ育児、祖父母の支援が得られない、バスが通っていない、車を複数台持てない、幾つもの現実的な制約の中で、制度があっても使えない状況に置かれている家庭というのが町内にも確実に存在しています。

その一方で、保護者に柔軟な働き方の選択肢があり、時間や移動手段を確保できる家庭では、同じ制度をフルに活用して、子どもたちの学びや体験の機会をどんどん広げています。これは、つまり同じ町にしながら子どもたちの教育環境に見えない格差が生まれてしまっているという現状です。

私は、制度そのもののよしあしを言ってるのではなくって、制度があっても使えない家庭というのをどう支えていくのかという問いに本気で取り組んでいただきたいと思います。今後も選ばれる町になるために一緒に考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

これで日名由香君の一般質問を終わります。

順次発言を許します。

5 番、丸山節夫君。

○5 番（丸山節夫君）

5 番、丸山です。本日最後の質問者となりますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

今回は、農業政策の取組といたしまして、ふるさと納税（米作り農家応援事業）に関する2点についてお伺いをしたいと思います。

今日、昨年から続く米価の高騰に対しましては、国が進める備蓄米放出政策や農業大規模化計画などの今後の動向は、私たち中山間地域に属する米作り生産農家にとりましては新たな問題ともなり得る可能性が大きく、到底予断を許すことのできない不安定要素を多分に抱える状況かと受け止めております。

私たちの町では、農家経営の中でも米作り経営が最も厳しい折、平成26年度からふるさと納税制度を活用し、頑張る農家応援事業など主力事業としての取組に着手してきました。町内米作り農家にとりましては、経済的負担軽減や農業活動の存続、維持につながるものと、私は一人の米作り農家として感謝し、高く評価をしております。そして、町行政は、着実にかかる目的と役割を十分に果たしてきたと承知をしております。

そうした中、新年度に入りまして、返礼品の調達費計画に問題ありとの報道があり、町内、特に米作り農家の皆さんにとっては多くの不安や心配の念が高まっていると感じております。

そうした折、町執行部、主には担当課職員の皆さんは、日々多くの寄附者の皆さんの問合せ、また苦情など事務処理に対応され、さらには国に対しても最大限努力されたと推察しております。

この状況を踏まえ、次の2点についてお伺いをいたします。

最初に、今後の町民、米作り農家対応についてお伺いをいたします。

本日最初の答弁に先立ち、町長からこれまでの経緯や率直な町長の思いについて聞かせていただきました。

私は、これまでの事業の推進方針や事務作業につきましては、厳しい農業の実態を的確に捉え、適正に実施されていたと承知をいたしております。しかしながら、今回のテレビ、新聞等報道の内容に対しましては、皆さんから多くの意見がありました。

まずは、その対応といたしましては、特に町民や米作り生産農家の皆さんに対し、早期に分かりやすく町行政の意思を十二分に直接伝えるための手だての必要性を強く感じております。

既に御寄附をいただいた方々に対しましては、おわびと案内文を送付されており、書中、今後の対応として、在庫管理の徹底と、行政、ふるさと米出荷農家、関係事業者間の連携強化、周知徹底などが示されています。

寄附者の皆さんへの対応と同様に、町民、米作り農家の皆さんへの情報提供などを含む農家対応は必要と考えますが、具体的にはどのように進められるおつもりか、お伺いをいたします。

次に、ふるさと納税基金を活用した補助金制度の今後の運用につきましてお伺いをいたします。

ふるさと納税制度では、仮にも不指定処分となった場合を想定され、大変心配されている農家の皆さんも多くおられます。これまでふるさと納税基金を活用し、農家経営に直結する農機具購入補助や大型特殊免許取得助成、鳥獣害対策補助など、関連する事業補助の中には、他の自治体にはない町独自の制度運用により、町内農業生産者の大きな救いの一策となり、町が掲げる農業立町としての基幹的役割を果たしてきました。

町内米作り農家をはじめ多くの皆さんが大変心配されている中で、仮にも不指定処分となった場合、その後の当該事業の運用はどのように進められるのか、今日の状況からお答えできる範囲内で町長のお考えをお聞かせください。

以上の2点につきまして答弁のほどよろしく願いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、丸山議員のふるさと納税に関する質問にお答えをさせていただきます。

御存じのとおり、町では、平成26年度からふるさと納税制度を活用しまして米作り農家応援事業と銘打った寄附金事業に取り組みました。この事業によりまして、町で生産した本当に丹精込めたコシヒカリを多くの方に届けて味わっていただくことでブランド化、産地化を行い、消費者の方からの声をしっかりと農家に届けることによって米作りの意欲の向上、そしてまた生きがいくくりによって、農業離れ、耕作放棄地の抑制になる施策の

一翼を担うことができるようにこの事業の推進を行なったところでございます。

こうした中、4月になって、当町の農業振興施策の一つでありますふるさと米出荷農家奨励金事業に関して、米の調達費用と考えられるのではないかというような一部報道がありました。その後、総務省からも報告を求める調べ等が続いたわけでございます。

これに関しましては、今朝も言いましたが、町内の米作り農家をはじめ町民の皆様にご心配をおかけしたことは、誠に申し訳ないという思いでございます。

このことに関しては、町が事業制度として行なっているという思いと総務省から見た捉え方に相違点があることに起因してるのかなという思いでございます。

そのため、総務省には、事業の目的や制度設計について、これまでも繰り返し繰り返し、誠心誠意、全力をもって御説明をさせていただいております。総務省の判断を今待っている状態でございますので、報道にある以上のことは今は何もお答えできないというところでございます。

一方、令和6年度のふるさと納税、これは米作り農家応援事業についてでございますが、最終的に農家の皆様から予定をしておりました米の出荷が得られませんでした。そうしたことにより、返礼品となるお米が不足しました。そのことに伴いまして、返礼品配送を中断せざるを得ない事態となったことは御存じのとおりでございます。このことから、寄附者の方に返礼品配送を中断したものに該当する寄附金額について、返還か代替品を選んでいただく御案内をさせていただきました。

これまで長年にわたりまして御寄附をいただきました寄附者の方に対しましては、本当に信用をなくする行為を取らざるを得なくなったことは大変御迷惑をかけたということで、改めてその納税者の方に対してもおわびを申し上げる次第でございます。

この事業を維持していくためには、確実に返礼品をお送りすることができるように、お米の確保が重要であります。そのためには、当初の出荷申込みの確認だけではなく、生産者である農家の実際の収穫が始まる前に再度確認の機会を設けるというようなこともこれからは必要だろうというふうに思ってます。

ちょっと分かりませんが、最後に町がふるさと納税制度の対象団体としての指定を取り消された場合でございます。

今後の基金を活用した補助制度はどうなるかというようなことが心配でございますが、これまで米作り農家応援事業によりいただいた寄附金額によりまして基金を積み立てて、その基金を運用してきましたが、その基金の総額は34億円を超える額となっております。

す。毎年度、この基金から活用し、農業振興事業の財源としております。現在の基金残高は11億円程度になっています。

この基金を活用した例といたしましては、先ほど議員が言われたとおり、頑張る農家応援事業、これは農機具購入補助事業でございます。また、有害鳥獣対策事業にも使っております。そして、新規需要米安定供給対策交付金、これは米粉事業でございます。これにも充当しております。そして、農地の保全という意味合いから、中山間地域等直接支払制度の事業、これにも充当してます。そして、ふるさと米出荷農家奨励金、これもその一つでございます。こうした事業に取り組むことで、米作り農家をはじめとして中山間地域での農用地の保全、また農業振興を図ってきたところでございます。

こうした事業は、この寄附金事業から得られる財源があるということが前提で組まれた、また増強された補助事業も多くございます。仮に寄附金が得られなくなりますと、農業振興に取り組むための財源はかなり制約されてくることが予想されます。そのため、他の事業との兼ね合いもしっかりと見ながら相対的に進めていく必要があろうと思います。

しかし、私は、農業振興は吉備中央町にとって大変重要な、必要な事業であると当然考えております。そうした意味では、仮に万が一のことがあろうとも、しっかりと継続できるように、いろいろな知恵を絞って継続に向けて努力はしたいという思いでございます。

○議長（西山宗弘君）

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

町長には、今日朝から引き続きで非常に親切丁寧な状況説明等を含めてお話のほうを聞かせていただきました。

1つ目の質問に対しての再質問をさせていただきたいと思います。

先週の7日土曜日の新聞報道によりまして、私たちの町はふるさと納税制度の対象から除外される方向で最終調整との記事が掲載されました。この報道内容は、多くの皆さんに大きな影響を与えたと思います。また、急な報道に対しましても、誰もが戸惑いを感じられたことだと思います。

これまで5月に端を発した各社報道の一方的な情報提供に対しましては様々な意見がある中で、役場、行政の説明で真意を知りたいとの強い声も多くありました。

一応の区切りといたしましては、町民の皆さんへのコンタクトは必要ではなかろうかと思えます。ふるさと納税制度に係る今回の問題のてんまつを何らかの方法で早期に町民の

皆さんへ伝え、理解や信頼感を深めていただきたいと思います。この点、いかがお考えでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

次に、2つ目の問いですけれども、町長は、厳しい財政の中ではあろうかと思いますがけれども、できるだけ継続に知恵を絞っていきたいという答弁もいただきました。しかしながら、今現在まだ仮定の話でありますので深くは触れませんけれども、農家の皆さんの声の中には、今まで大変助かった事業、先ほど言いましたような、町長も言われましたけれども、農機具の購入補助なり鳥獣害対策の費用、こういったものがひょっとすれば予算確保がどうなるのだろうか、または事業の縮小なりもあり得るのかというような農家の方々の心配も多く聞いております。

そういった点も、先ほど町長、11億円の保留があるということをおっしゃったので、端的に考えるとそのお金も拝借ということもありかなというふうにも思うわけですがけれども、農家の方々は切実に、どうなるのかということが一番に今心配されておられる方も多いと思います。この点、再度申し訳ありませんが、再質問としてお尋ねしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

まだ結果としては分かりませんが、多分、近々に国から何らかの通知等々が示されるんだろうと思います。そうした中では、一番、町内の特にお米を協力していただいとる農家の方、心配だろうと思います。そちらに当たりましては、何らかの方法を取りまして、直接、文書等々でも流すようにしたいと思います。そしてまた、今日の私の思い、そして何らかはつきりしたことがありましたら、まだそういうような私から説明する場所をつくっていきたいと思います。

それから、もう一つ、基金、11億円程度ございます。これはふるさと納税でためた基金でありまして、主は農業振興のためでございます。それも当然活用させていただきます。それだけではなくて、いろんな、全体を見てからやるべきものはやると、しかしながら縮小せざるを得んものは縮小することになるだろうと思いますが、今の気持ちは、継続できるように知恵を絞ると、それに尽きるという思いでございます。

○議長（西山宗弘君）

5 番、丸山節夫君。

○5 番（丸山節夫君）

町長から説明のほうをいただきました。

まず、1 つ目の問題ですけど、町長、できる限り自らお話がしたいと、するつもりであるというような内容でお受け止めさせていただいたわけでありますけれども。

今日も同僚議員からの直接的な生の声というものが話にも出ましたけれども、そういったところも含めて、できるだけ具体的に今までの内容についてを知り得るような方法で農家の方々へ、できますなれば直接的にお教えいただきたいと、対応していただければというふうに思います。

それから、2 点目の関係になりますけれども、本当にこれはどうなるやら分かりませんが、町長言われますように、とにかく知恵を絞ってということで、今の事業が縮小あるいはなくなってしまうとか、予算あるいは補助率等が削減、抑えられるということになりましても、非常に農家の方にとっては大変なことにもなろうかと思います。その点は十二分に気を留めて、今後対応のほうで努めていただければというふうに思います。

これまで町が進めてきたふるさと納税制度を活用した多くの事業というものは、誰もが平等に事業の効果を受けられる、主に町内農業生産者のためとなる、町の基幹施策の一つとして今日に至っておると思います。町のふるさと納税制度に対する今後の調査なり行方は分かりませんが、今後とも農家の思いに応え得る農業政策の取組というものに対しまして一層積極的に進めていただきたい、このことを切にお願いを申し上げたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（西山宗弘君）

これで丸山節夫君の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会とします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 1 2 分 閉 議